

いすみ市第 7 期障害福祉計画

いすみ市第 3 期障害児福祉計画



令和 6 年 3 月

いすみ市

「いすみ市第7期障害福祉計画・

第3期障害児福祉計画」の策定にあたって



いすみ市では、誰もが障害や障害のある人を理解し、障害者が住み慣れた地域の中で自立し、安心して生き生きと暮らせるようノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、障害者総合支援法による障害者の日常生活を支援するためのサービス基盤の整備等について、計画的に推進してまいりました。

令和2年3月には、「誰もがその人らしく ともに心豊かに安心して暮らすことができる まちづくり」を基本理念とする「第3次いすみ市障害者計画」を策定し、すべての人々の人権が尊重され、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指して障害福祉施策の推進に努めてまいりました。

この度、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画が令和5年度末で終了することに伴い、障害のある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、また、障害のある子どもたちが十分な支援や教育を受けることができるよう支援体制の充実を図るため「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、前期計画からの基本理念等を継承しつつ、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会の実現にむけた取り組みを推進してまいります。障害のある子には、出生から成長に合わせて地域の身近な場所において、療育等に関する情報や支援サービスの提供を図るとともに、地域における包括的な支援が受けられるよう保健・医療・福祉の関係機関の連携促進に努め、切れ目のない支援体制の構築を図ってまいります。

今後とも、障害福祉推進のため市民の皆様には計画の趣旨をご理解いただき、その実現に向け、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました、いすみ市障害者計画等策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査や関係機関のヒアリング等において貴重なご意見やご提言をいただきました多くの市民・関係者の皆様方に、心から敬意と感謝を申し上げます。

令和6年3月

いすみ市長 太田 洋

目 次

第 1 部 総論（計画の策定にあたって）

第 1 章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	5
4 制度の動向	6
5 計画の対象	8
6 基本理念	8
第 2 章 障害のある人の状況について	9
1 人口・世帯の状況	9
2 障害者手帳所持者等の状況	10
第 3 章 実態調査結果の概要	16
1 アンケート調査の概要	16
2 調査結果	17
3 事業所・団体ヒアリング調査の概要	21

第 2 部 第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画

第 1 章 令和 8 年度の目標値の設定	24
1 令和 8 年度の成果目標	24
目標 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	24
目標 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	26
目標 3 地域生活支援の充実	27
目標 4 福祉施設から一般就労への移行等	28
目標 5 障害児支援の提供体制の整備等	32
目標 6 相談支援体制の充実・強化等	34
目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	36
第 2 章 障害福祉サービス等の実績及び今後の見込量	37
1 訪問系サービス	37
2 日中活動系サービス	39

3	居住系サービス	46
4	相談支援サービス	48
5	障害児通所支援等サービス	50
6	障害児相談支援サービス	53
7	発達障害者等に対する支援	54

第3章	地域生活支援事業	55
1	地域生活支援事業（必須事業）	55
2	地域生活支援事業（任意事業）	61

第3部 計画の推進に向けて

1	計画推進に向けての具体的方策	64
2	障害福祉サービス等の充実	64
3	制度の周知及び相談支援体制の充実	64
4	適正な障害支援区分認定	65
5	利用者負担の軽減制度の周知	65
6	人材の育成・確保やサービスの質の向上	65
7	計画の推進体制	65
8	計画の進行管理	66

資料編

1	用語説明	67
2	いすみ市障害者計画等策定委員会設置要綱	76
3	いすみ市障害者計画等策定委員会委員名簿	78

第1部 総論（計画の策定にあたって）

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨・背景

平成18年4月、障害者自立支援法の施行により、3障害（身体障害、知的障害、精神障害）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享受する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業、その他の必要な支援を総合的に行うこととしています。

さらに、平成30年4月、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、障害のある人自らが望む地域生活を営むことができるような「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することになりました。

そのため、いすみ市では、令和3年3月に「いすみ市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、総合的かつ計画的に障害者施策の取り組みを進めてきました。

令和3年5月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が改正され、令和6年4月に施行されますが、これまで努力義務であった民間事業者の合理的配慮の提供が義務化となり、障害者への差別の解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組みの推進が必要とされました。また、地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の構築の支援のため「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、社会福祉法に基づく事業と、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法の各法に基づく事業を一本のものとして実施する「重層的支援体制整備事業」が規定されました。そのような中で、国が令和5年に策定した「障害者基本計画（第5次）」では、共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己現実できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するための障害者施策の基本的な方向が示されました。障害者福祉

分野では障害者総合支援法等の一部を改正する法律の施行が令和6年4月に予定されており、施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進、グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行、地域生活拠点の機能強化、医療保護入院についてのあり方の見直し、就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化、強度行動障害者のニーズの把握と支援体制の整備、障害児の地域社会への参加・包容の推進などが盛り込まれています。

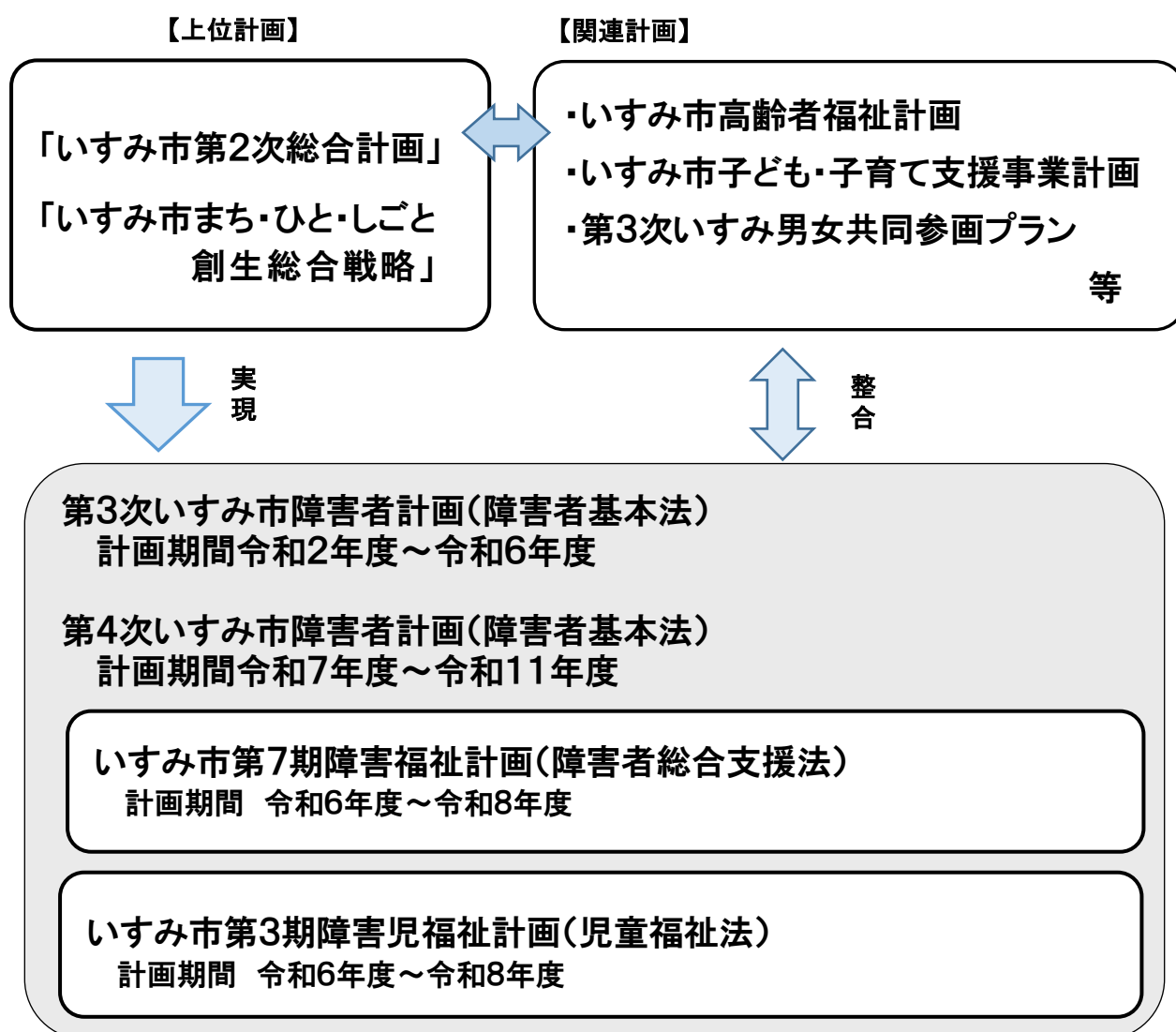
このたび、「いすみ市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下「現計画」という。）が令和5年度をもって計画期間を終了するため、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定により、いすみ市の障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の状況等を踏まえた障害者等のための施策及び障害があっても住み慣れた地域で生活できるよう、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供に関する体制づくりや、サービスを確保するための方策、障害児通所支援、障害児相談支援の目標値等を定めた「いすみ市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」として位置づけられるものです。

策定にあたっては、現計画に基づく取組の進捗状況やいすみ市における障害福祉サービスの現状を踏まえながら、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）（以下「国の基本指針」という。）により、基本的な方針、即すべき事項を定めるとともに、いすみ市の市政運営の最上位計画である「いすみ市第2次総合計画」及び障害福祉分野の上位計画である「第3次いすみ市障害者計画」等との整合性を図りました。

なお、本計画は、計画期間中の障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が計画的に行われるようにします。



(1) 市町村障害福祉計画の法律上の根拠

【障害者総合支援法の抜粋】

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 市町村障害児福祉計画の法律上の根拠

【児童福祉法の抜粋】

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 国の基本指針

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針抜粋】

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 8 年度末の目標を設定するとともに、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画の作成又は変更に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業並びに障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

（基本理念）

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組

3 計画の期間

いすみ市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

なお、法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
第3次いすみ市障害者計画 (令和2～令和6年度)					第4次いすみ市障害者計画 (令和7～令和11年度)				
第6期障害福祉計画 (令和3～令和5年度)					第7期障害福祉計画 (令和6～令和8年度)				
第2期障害児福祉計画 (令和3～令和5年度)					第3期障害児福祉計画 (令和6～令和8年度)				

(1) 第3次いすみ市障害者計画

「第3次いすみ市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、本市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置づけるものです。「第3次いすみ市障害者計画」と「いすみ市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」との関わりは次のとおりです。

① 第7期障害福祉計画

第3次いすみ市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、障害福祉サービスに係る目標値等を中心に定めています。

② 第3期障害児福祉計画

第3次いすみ市障害者計画を着実に推進するための実施計画として、障害児通所支援等に係る目標値等を中心に定めています。

4 制度の動向

年	関連法令等	概 要
平成 23 年	◇障害者基本法の一部改正	・ 目的規定や障害者の定義の見直しなど
平成 24 年	◇障害者虐待防止法の施行 ◇障害者自立支援法の一部改正 ◇児童福祉法の一部改正	・ 障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定 ・ 相談支援の充実、障害児支援の強化など ・ 障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲
平成 25 年	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者雇用促進法の一部改正 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇障害者差別解消法の成立 ◇公職選挙法の一部改正 ◇障害者の権利に関する条約の批准	・ 障害者自立支援法を改称、障害者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど ・ 法定雇用率の引き上げ ・ 公機関の物品やサービスの調達を障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定 ・ 成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す ・ 「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託
平成 26 年	◇障害者総合支援法の改正	・ 障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など
平成 27 年	◇障害者総合支援法の改正 ◇難病医療法の施行	・ 障害福祉サービスの対象となる疾病の拡大 ・ 難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病の拡大
平成 28 年	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法の改正 ◇発達障害者支援法の改正	・ 不当な差別取扱いの禁止、合理的配慮の提供 ・ 法定雇用率算定に精神障害者が加わる ・ 基本理念、定義、支援体制の見直し等
平成 30 年	◇障害者総合支援法、児童福祉法の改正 ◇障害者文化芸術推進法の施行	・ 障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 ・ 障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化
令和元年	◇障害者雇用促進法の改正 ◇読書バリアフリー法の施行	・ 障害者活躍推進計画策定の義務化 ・ 視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

年	関連法令等	概 要
令和 3 年	◇障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正 ◇地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行	・民間事業者の合理的配慮の提供が努力義務から義務化となり、障害者への差別の解消と理解推進、周知啓発や取り組みの推進 ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の構築の支援 ・重層的支援体制整備事業の規定
令和 6 年	◇障害者総合支援法等の改正	・施設入所者の削減と地域移行に向けた取組の一層の推進 ・グループホームへの重度障害者の受入と軽度障害者の地域移行 ・地域生活拠点の機能強化 ・医療保護入院についてのあり方の見直し ・就労選択支援の新設と短時間就労者の雇用率対象化 ・強度行動障害者のニーズの把握と支援体制の整備 ・障害児の地域社会への参加・包容の推進

5 計画の対象

障害者総合支援法第4条に定義されている「障害者」及び「障害児」であり、「身体障害者、知的障害者、精神障害者、または難病患者（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度のもの）であって18歳以上である者並びに障害児」を計画の対象者とします。

また、発達障害（学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD））や高次脳機能障害のある人なども対象とします。いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

なお、共生社会の実現のためには、障害の有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

障害者総合支援法

「障害者総合支援法」で規定されている障害福祉計画の対象者は、以下のとおりです。

1. 「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
2. 「知的障害者福祉法」にいう知的障害者のうち18歳以上である者
3. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者

児童福祉法

「児童福祉法」で規定される障害児福祉計画の対象者は、以下のとおりです。

1. 身体に障害のある18歳未満である者
2. 知的障害のある18歳未満である者
3. 精神に障害のある18歳未満である者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含む。）
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める者であって18歳未満である者

6 基本理念

いすみ市における障害者の基本計画として「第3次いすみ市障害者計画」が令和2年に策定され、その基本理念を「誰もがその人らしく とともに心豊かに安心して暮らすことができる まちづくり」とし、この理念の下に本計画を展開し取り組みを行います。

**「誰もがその人らしく とともに心豊かに
安心して暮らすことができる まちづくり」**

第2章 障害のある人の状況について

1 人口・世帯の状況

総人口の推移は、平成7年以降は減少傾向で推移しています。平成27年には、40,000人を下回り38,594人となり、その後も減少しています。世帯数は、平成27年までは年々増加していましたが、令和2年には減少に転じました。核家族化は進展しており世帯の小規模化が進み、1世帯あたり人数はさらに減少しています。今後も人口減少が進んでいくと予測されています。

■人口・世帯数などの推移

		平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	人	40,965	38,594	35,544	33,553	30,949
世帯数	世帯	14,704	14,849	14,580	—	—
1世帯あたり人数	人	2.8	2.6	2.4	—	—

(資料：国勢調査 令和2年まで 国立社会保障・人口問題研究所 令和7年・12年)

年齢3区分人口の推移をみると、老年人口(65歳以上)は増加し続けていましたが、令和5年には、15,094人で減少していますが、高齢化率は42.3%と上がっています。

一方、年少人口(14歳以下)は減少し全体に占める割合も令和5年には8.5%となり、少子化がより一層進行しています。令和7年・12年については将来人口の見込数ですが、さらに少子高齢化が進むと予測されています。

■年齢3区分人口の推移

		令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年
年少人口 (0-14歳)	人	3,280	3,133	3,025	2,868	2,476
	%	8.9	8.6	8.5	8.5	8.0
生産年齢人口 (15-64歳)	人	18,352	17,947	17,532	15,906	14,291
	%	49.6	49.4	49.2	47.5	46.2
老年人口 (65歳以上)	人	15,323	15,265	15,094	14,779	14,182
	%	41.5	42.0	42.3	44.0	45.8
総人口	人	36,955	36,345	35,651	33,553	30,949

(資料：住民基本台帳、令和5年まで 国立社会保障・人口問題研究所 令和7年・12年)

2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

いすみ市の障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在、身体障害者手帳所持者が1,830人、療育手帳所持者が388人、精神障害者保健福祉手帳所持者が284人となっています。

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成31年から令和3年度まで増加していましたが、令和5年3月末現在、1,830人で減少しています。年齢別では、18歳未満が15人(0.8%)、18～64歳が388人(21.2%)、65歳以上が1,427人(78.0%)と高齢化しています。

障害部位別では、肢体不自由が894人(48.8%)で全体の約半数を占めています。

次いで、内部障害を持つ障害者も多く655人(35.8%)です。等級別では、1級が593人(32.4%)と最も多く、次いで、4級が462人(25.2%)となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別、障害部位別）（人）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年 齢	18歳未満	20	18	20	18	15
	18歳～64歳	401	392	384	379	388
	65歳以上	1,395	1,431	1,456	1,435	1,427
障 害 部 位	視 覚 障 害	122	129	130	133	138
	聴覚・平衡機能障害	116	120	118	113	113
	音 声 ・ 言 語 ・ そ しゃく 機 能 障 害	29	30	31	31	30
	肢 体 不 自 由	936	934	936	897	894
	内 部 障 害	613	628	645	658	655
計		1,816	1,841	1,860	1,832	1,830

※各年3月末現在

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）（人）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
等 級	1級	590	587	595	587	593
	2級	270	281	274	264	262
	3級	310	312	319	314	308
	4級	458	472	477	467	462
	5級	93	94	97	98	100
	6級	95	95	98	102	105
計		1,816	1,841	1,860	1,832	1,830

※各年3月末現在

② 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は、令和5年3月末現在、388人で年々増加しています。

年齢別では、18歳未満が49人（12.6%）、18歳以上が339人（87.4%）となっています。

障害程度別では、重度が123人（31.7%）、中度が117人（30.2%）、軽度が148人（38.1%）で増加となっています。

■療育手帳所持者数の推移

（人）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年齢	18歳未満	51	46	48	50	49
	18歳以上	312	322	325	327	339
程度	重 度	141	144	138	145	123
	中 度	112	112	115	113	117
	軽 度	110	112	120	119	148
計		359	368	373	377	388

※各年3月末現在

③ 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年3月末現在、284人となっており、平成31年から54人（23.5%）増加しています。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者は、令和5年3月末現在、430人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

（人）

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
等級	1級（重度）	33	36	36	30	31
	2級（中度）	132	147	141	149	156
	3級（軽度）	65	82	76	81	97
計		230	265	253	260	284
自立支援医療（精神通院医療）受給者		419	432	364	419	430

※各年3月末現在

④ 難病（特定疾病）患者の状況

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

特定疾患と小児慢性特定疾患の合計が、令和5年3月末現在、371人となっています。

■医療受給者数の推移 (人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定疾患	328	327	345	356	366
小児慢性特定疾患	13	10	8	8	5
計	341	337	353	364	371

※各年3月末現在

(2) 障害のある児童の状況

① 障害児保育

身体障害者手帳、療育手帳を所持している障害児の保育所入所児童数は、令和2年に4人でしたが、令和5年3月末現在、5人に増加しています。

■障害児保育の実施状況の推移 (人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
入所児童数	4	4	4	5	5

※各年3月末現在

② 特別支援学級

本市の小中学校に設置されている特別支援学級は、令和5年3月末現在、28学級(小学校21、中学校7)で、在籍している児童生徒数は、115人(小学校81人、中学校34人)となっており、令和2年3月末より、小学校26人、中学校12人増加しています。

■特別支援学級の学級数と児童生徒数の推移 (人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	20	20	19	19	21
	児童数	50	55	61	66	81
中学校	学級数	6	6	6	8	7
	生徒数	21	22	27	35	34

※各年3月末現在

③ 特別支援学校小学部

特別支援学校小学部の在籍者は、令和5年3月末現在、17人で増加傾向にあります。

■特別支援学校小学部在籍者の推移 (人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	1	0	4	4	1
2年生	1	1	0	4	5
3年生	5	1	1	0	4
4年生	1	5	1	1	2
5年生	1	1	4	1	1
6年生	2	1	1	4	4
計	11	9	11	14	17

※各年3月末現在

④ 特別支援学校中学部

特別支援学校中学部の在籍者は、令和5年3月末現在、16人で増加傾向にあります。

■特別支援学校中学部在籍者の推移 (人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	3	2	3	1	7
2年生	1	3	2	3	3
3年生	3	1	3	2	6
計	7	6	8	6	16

※各年3月末現在

⑤ 特別支援学校高等部

特別支援学校高等部の在籍者は、令和5年3月末現在、20人で増加傾向にあります。

■特別支援学校高等部在籍者の推移 (人)

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1年生	3	6	5	3	6
2年生	5	3	6	5	5
3年生	6	5	3	5	9
計	14	14	14	13	20

※各年3月末現在

⑥通級指導教室

通級指導教室に在籍している児童の合計は、小学校が 117 人で減少傾向、中学校の児童の合計は 29 人で増加傾向にあります。

(L=LD・A=ADHD)

■通級指導教室の設置校と教室数及び児童生徒数の推移 (人)

		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
小学校	設置校 (言語)	2	2	3	3	3
	設置校 (L・A)	1	1	1	1	1
	合計	3	3	4	4	4
	教室数 (言語)	5	4	5	5	5
	教室数 (L・A)	2	2	2	2	2
	合計	7	6	7	7	7
	児童数 (言語)	102	88	92	98	88
	児童数 (L・A)	31	25	26	28	29
	合計	133	113	118	126	117
中学校	設置校 (L・A)	1	1	1	1	1
	教室数 (L・A)	1	1	1	1	1
	児童数 (L・A)	6	14	13	17	29

※各年 3 月末現在

(3) 経済的支援

令和5年3月末時点の特別障害者手当の受給者は60人で、平成31年3月より減少傾向でしたが近年増加傾向にあります。

障害児福祉手当については11人で、平成31年3月時点から減少傾向となっています。

特別児童扶養手当についても、31人で、平成31年3月時点から減少傾向となっています。

心身障害者扶養共済制度の加入者は3人、受給者は32人となっています。

■ 経済的支援受給者数などの推移 (人)

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特別障害者手当	受給者数	59	57	56	57	60
障害児福祉手当	受給者数	20	18	16	11	11
特別児童扶養手当	受給者数	46	42	37	34	31
心身障害者扶養共済制度	加入者数	4	3	3	3	3
	受給者数	33	34	34	30	32

※各年3月末現在

第3章 実態調査結果の概要

1 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、「第7期いすみ市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の策定に向けて、障害者の生活状況や意向などを伺い、当事者の「声」を取り込んだ計画づくりの基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査対象・調査方法・回収結果

○調査対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び児童発達支援等の受給者証をお持ちの児童の保護者

○調査期間 令和5年10月2日～10月20日

○調査方法 郵送配布・郵送回収

○配布・回収
状況

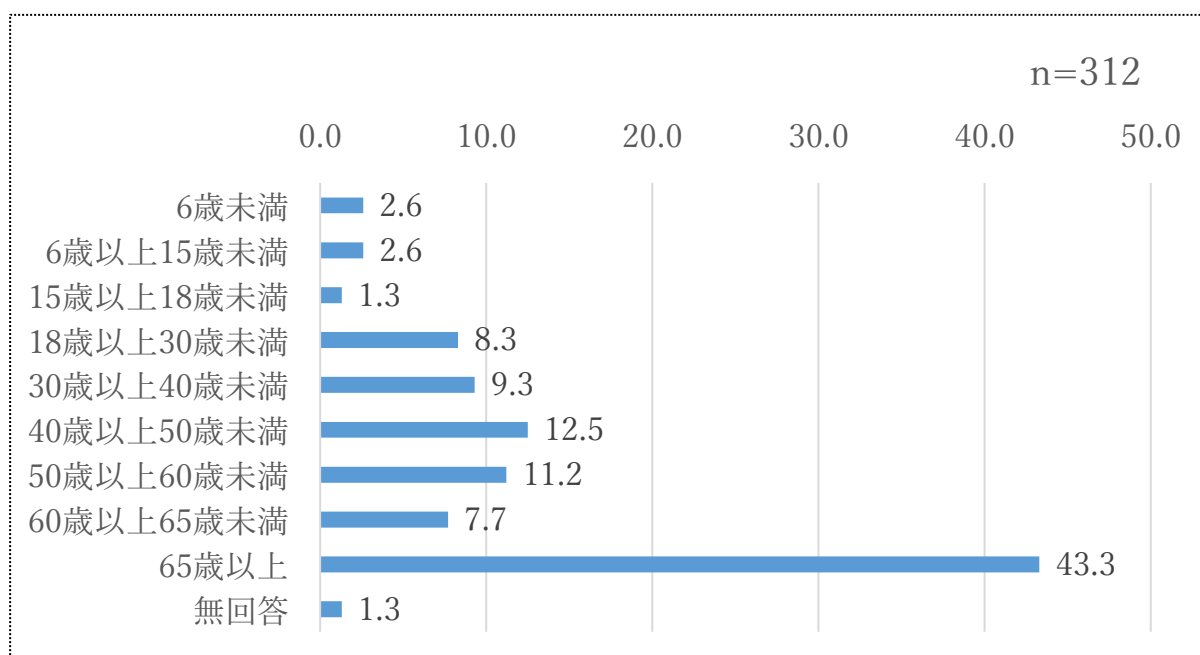
配布数	回収数	回収率
600 票	312 票	52%

- ・「調査結果」の図表は、回答者の構成比（百分率）で表示しています。
- ・「n」は、「Number of case」の略で、各設問に対する回答者数を示しています。
- ・百分率（％）による集計では、小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。
- ・四捨五入の影響で、割合の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答（2つ以上選ぶ）の設問では、「n」を基数として比率を算出しているため、合計の割合が100%を超えることがあります。

2 調査結果

① 年齢

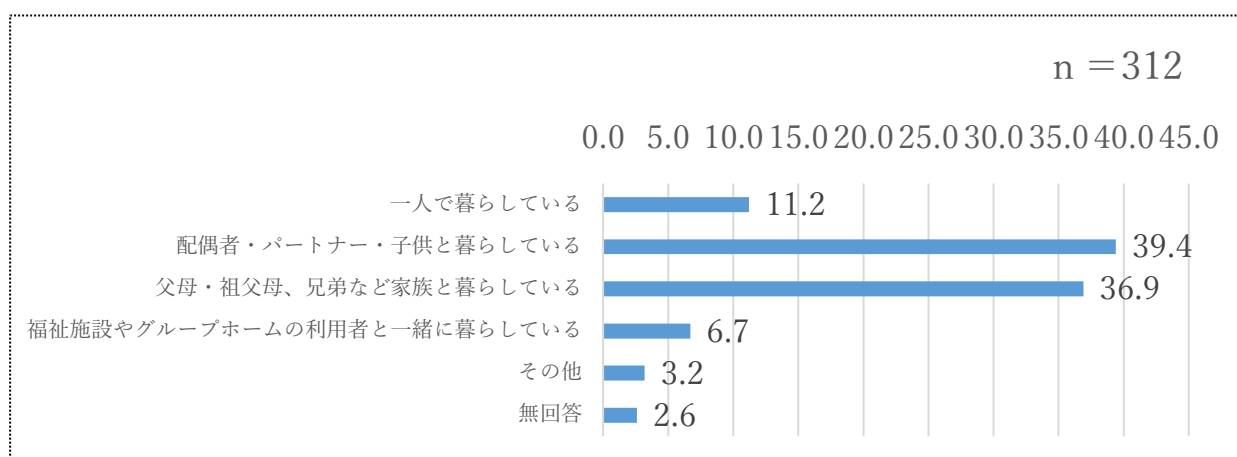
年齢は「65 歳以上」が 43.3%で最も多く、次いで「40 歳以上 50 歳未満」が 12.5%、「50 歳以上 60 歳未満」が 11.2%、「30 歳以上 40 歳未満」が 9.3%、「18 歳以上 30 歳未満」が 8.3%、「60 歳以上 65 歳未満」が 7.7%となっています。



② 現在の暮らし

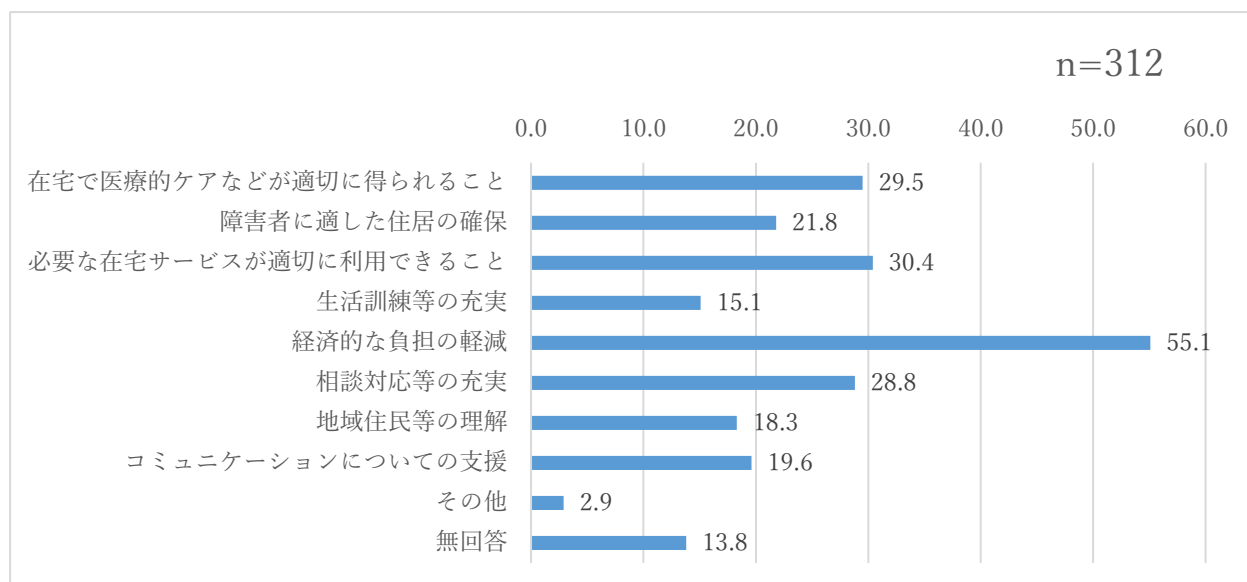
現在の暮らしは、「配偶者・パートナー・子供と暮らしている」が 39.4%で最も多く、次いで「父母・祖父母、兄弟など家族と暮らしている」が 36.9%、「一人で暮らしている」が 11.2%となっています。

今後、3年後の希望も概ね同様の傾向となっておりますが、障害施設やグループホームでの生活を希望されている方が若干多くなっております。引きこもり等で社会から孤立を防ぐためにも地域で安心して生活できる環境整備が必要となります。



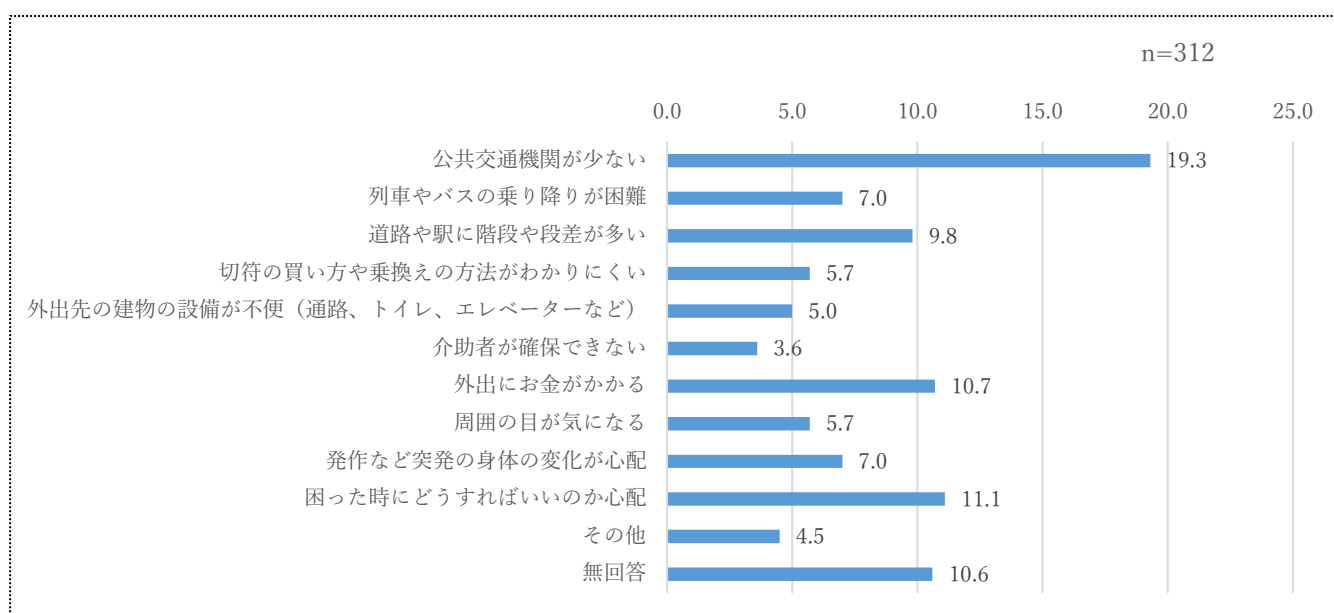
③ 希望する暮らしを送るために、あればよいと思う支援（複数回答）

「経済的な負担の軽減」が 55.1%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 30.4%、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が 29.5%となっています。



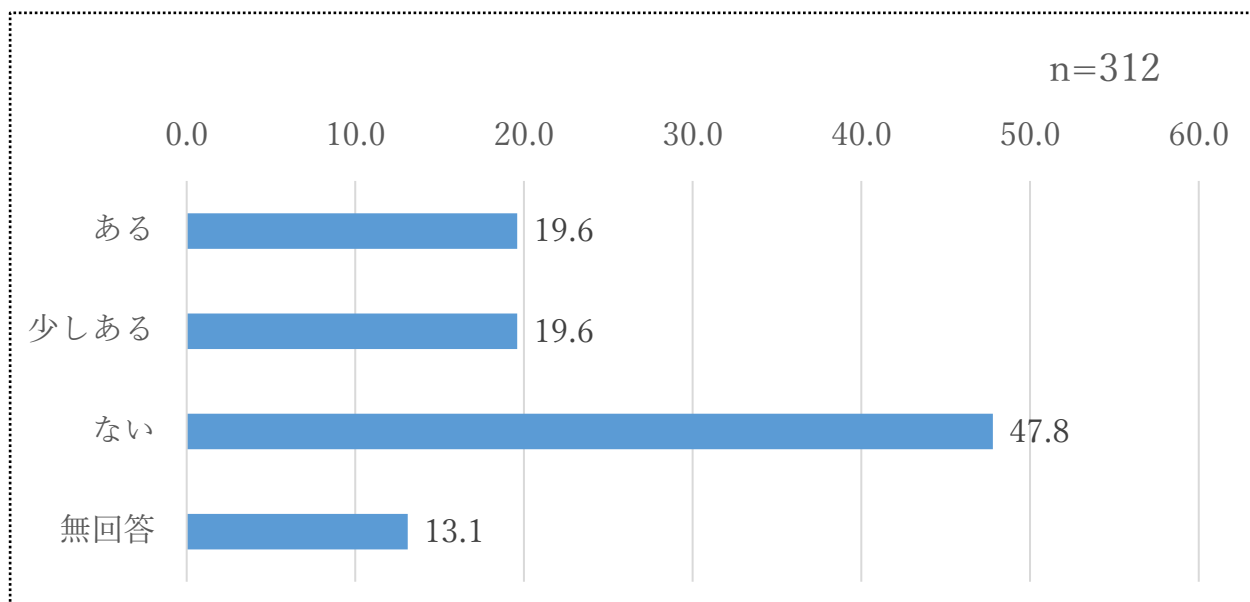
④ 外出時に困ること（複数回答）

「公共交通機関が少ない」が 19.3%と最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が 11.1%、「外出にお金がかかる」が 10.7%となっています。



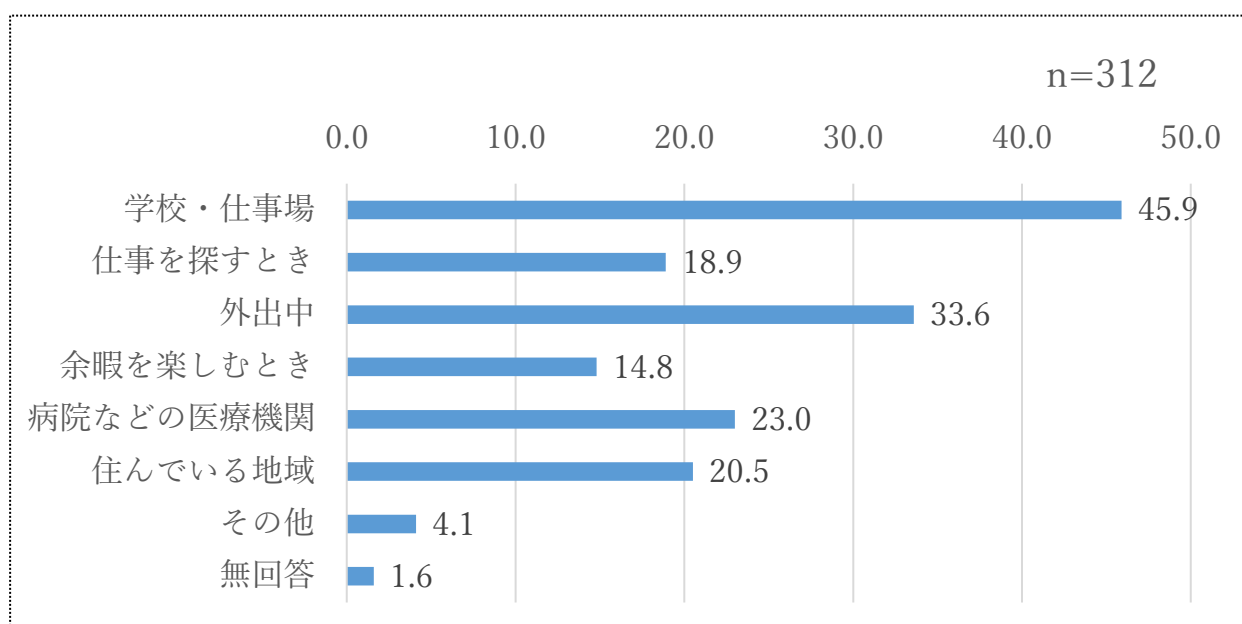
⑤ 障害などを理由とする差別や偏見があると思うか

「ない」が47.8%で最も多く、次いで「ある」、「少しある」がそれぞれ19.6%で同率となっており、合計すると39.2%となります。引き続き障害のある人への理解を進める取り組みが求められます。



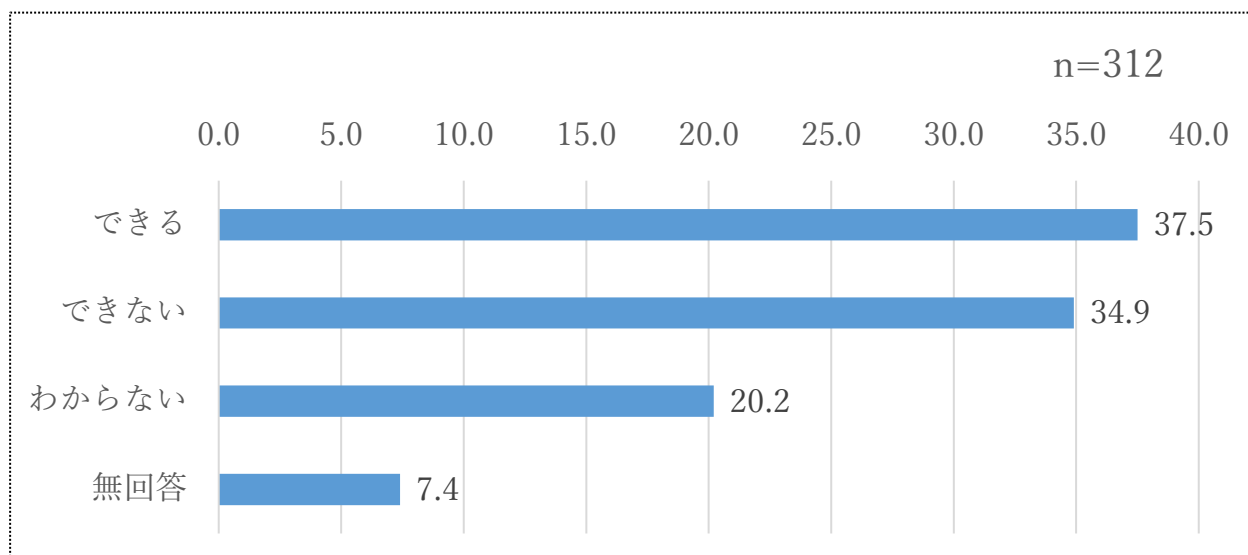
⑥ 差別を感じたり嫌な思いをした場所（複数回答）

「学校・仕事場」が45.9%で最も多く、次いで「外出中」が33.6%となっています。次いで「病院などの医療機関」が23.0%となっています。



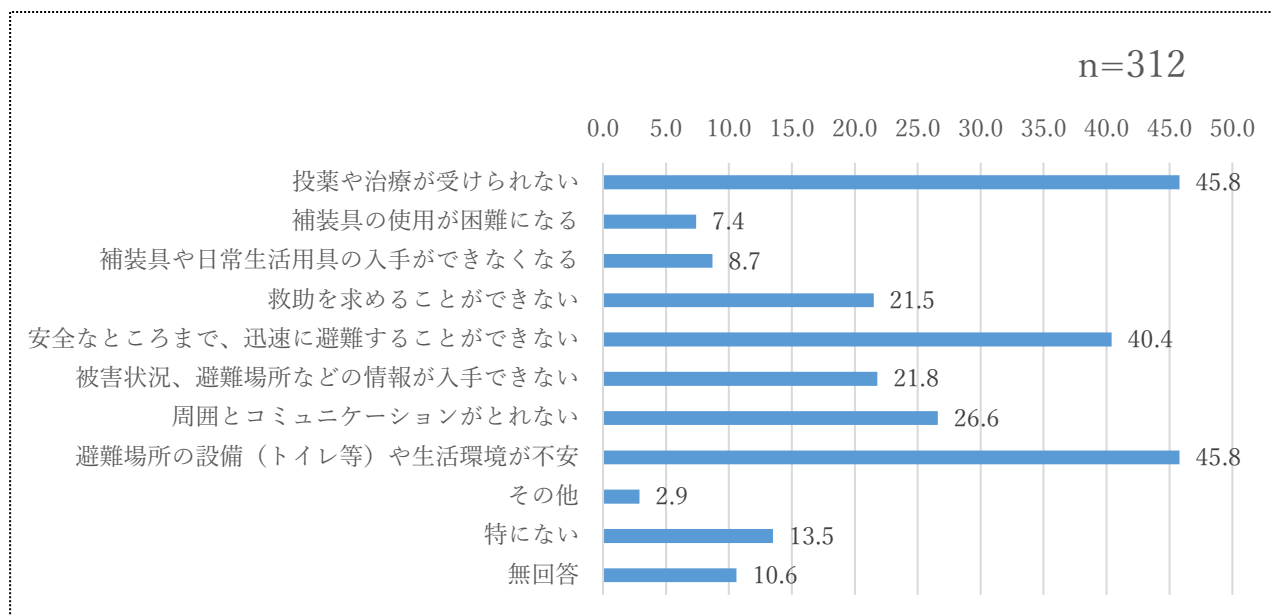
⑦ 災害時に一人で避難できるか

「できる」が37.5%で最も多く、次いで「できない」が34.9%となっています。災害時など、いざという時の助け合いの精神が重要となります。



⑧ 災害時に困ること（複数回答）

「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」がそれぞれ45.8%の同率で最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が40.4%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が26.6%となっています。避難先となる福祉避難所の設置や支援、発熱や体調不良の方、障害のある方への配慮が必要となります。



3 事業所・団体ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、障害のある人の生活に深く関わっている事業所・団体を対象に、障害福祉計画策定における各事業所・団体の現状、課題及び地域資源の把握のため実施します。

(2) 調査方法・回収結果

① アンケート調査（事業所）

○調査期間 令和5年10月2日～10月13日

○調査方法 郵送配布・郵送回収

○配布・回収 状況	配布数	回収数	回収率
	47 票	32 票	68.1%

アンケート調査（団体）

○調査期間 令和5年10月2日～10月13日

○調査方法 郵送配布・郵送回収

○配布・回収 状況	配布数	回収数	回収率
	4 票	1 票	25%

② ヒアリング調査

○調査実施日：令和5年10月19日 2事業所 令和5年10月27日 1事業所
令和5年10月26日 1団体

○ 主なヒアリング内容

■事業所・団体の概要について

（活動内容、構成員（職員）数、主な活動場所など）

■障害のある方の生活課題について

（当事者や家族からの要望、市全体で不足していると感じているサービスなどについて

■経営・運営や活動等の課題について

（活動の活性化や質の向上のための課題など）

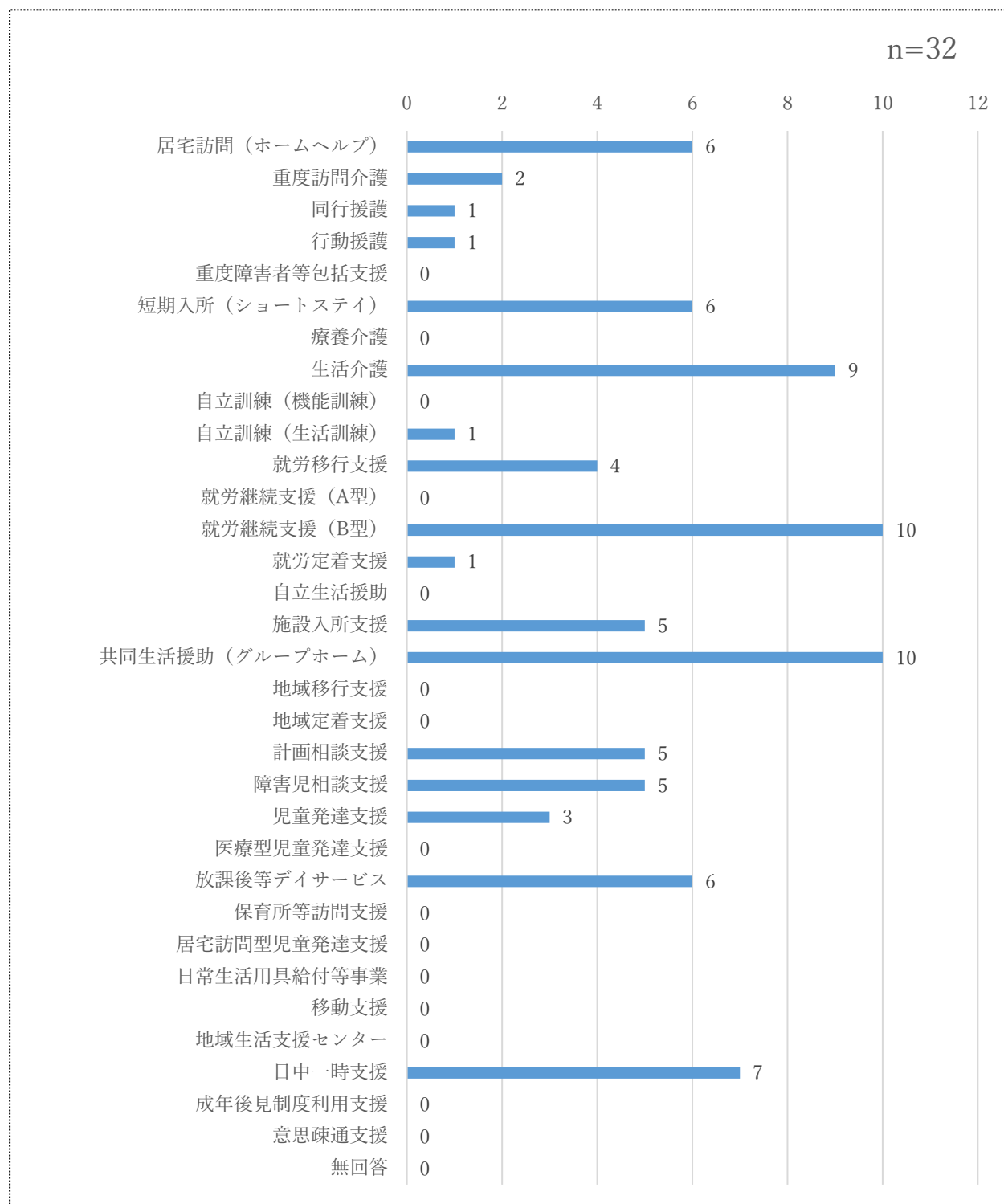
■市への期待・要望について

（市に対して、今後期待すること、要望など）

(3) アンケート調査結果

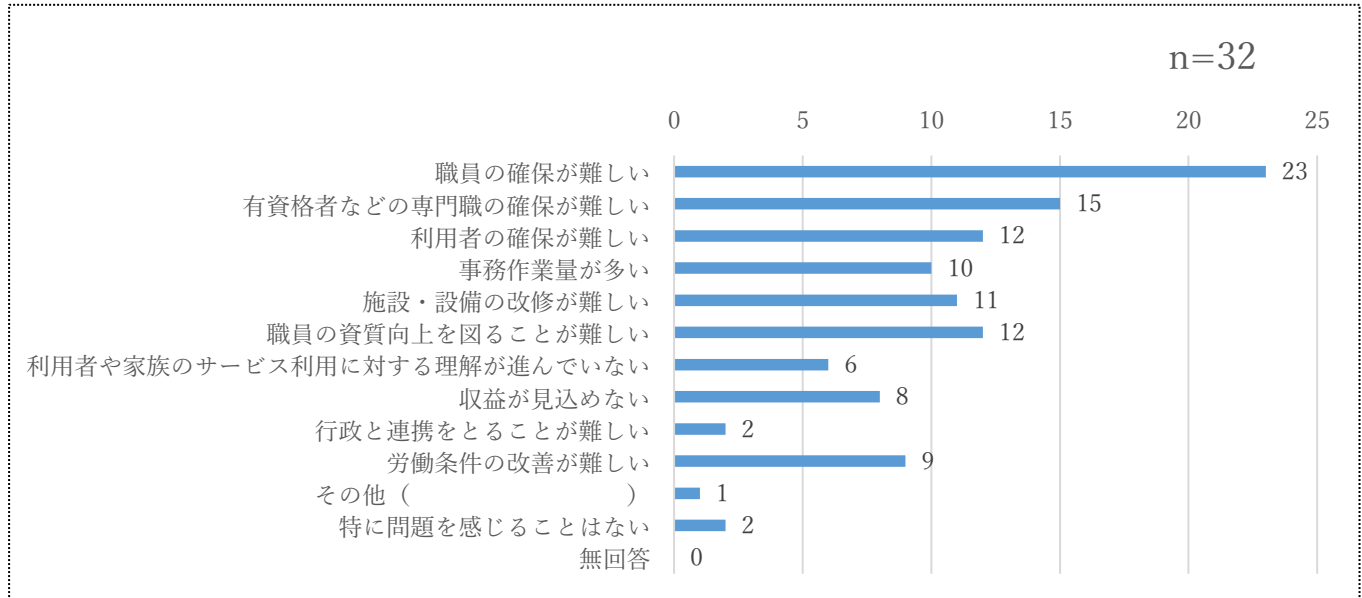
① サービス提供の状況：数値は各事業所の回答を合計した数値

「就労継続支援（B型）」「共同生活援助（グループホーム）」がそれぞれ 10 件、「生活介護」が 9 件、「日中一時支援」が 7 件となっています。



② 運営上の課題

「職員の確保が難しい」が23件で最も多く、次いで「有資格者など専門職の確保が難しい」が15件、「利用者の確保が難しい」「職員の資質向上を図ることが難しい」が、それぞれ同件の12件となっています。



③ 障害福祉計画、障害者施策に対する意見、提案、要望等

- 今回のアンケートで色々な障害福祉サービスがあることを知ることができた。
- 障害者の正規雇用の促進、障害者雇用の拡充、ハローワークや相談機関などで障害者就労などの情報を広めてほしいと感じました。
- ひきこもりの家族がいる家庭への手厚い支援が欲しいです。（金銭、サービス等）
- 障害福祉サービスが充実すれば、いすみ市が明るく住みやすい街になると思います。
- 公共の交通機関が少ないことで障害者の就職や事業所の利用に制限がかかってしまうのでもっと細かくバスを運行して欲しい。
- 重度の障害をもった人でも生まれ育った所で安心して暮らせるような街にしたい。
- 障害がある子を育てながら働くお母さんたちへの支援があるとありがたい。（市内保育所に病児保育など）
- 災害時の避難所について、排せつやトイレの問題など、行政と障害者が話し合っておけるようにできたら安心だと思います。
- 障害のある人・ない人お互いが思いやりを持って生きられる社会になればいいなと思います。障害のことで思い悩む人が世の中には、たくさんいると思うので、その方たちが気軽に相談できる所が何か所もあるといいと思いました。
- 民間の事業者への支援、就労施設の工賃向上の支援をお願いしたい。（優先調達推進等）

第2部 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

第1章 令和8年度の目標値の設定

1 令和8年度の成果目標

目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和5年度末時点の福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

本市では、障害のある人の状況を踏まえながら、福祉施設に入所する障害者の地域移行を進めるとともに、入所希望者等に対して、地域生活の継続に必要な支援を関係機関で検討し、障害者やその家族が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、支援体制の構築を進めます。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和4年度末時点の施設入所者数のうち6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和4年度末時点の入所者44人（実績値）に対し、令和8年度末までに地域生活への移行者を4人（9.1%）で見込みます。

項目	目標	目標の考え方
【実績値】 令和4年度末時点の入所者数（A）	44人	令和4年度末時点の施設入所者数
第7期障害福祉計画で求められる 地域生活移行者数（B）	4人 (9.1%)	令和4年度末時点の施設入所者数（A） の6%以上が地域生活へ移行
【目標値】 地域生活移行者数	4人 (9.1%)	令和8年度末までに地域生活へ移行する 目標人数

(2) 施設入所者の削減

◆国の数値目標（成果目標）

令和８年度末時点の施設入所者数を、令和４年度末時点の施設入所者数から５％以上削減すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和４年度末時点の入所者数 44 人（実績値）に対し、令和８年度末までに入所者を 41 人にするため、3 人（6.8％）の入所者の削減を目標とします。

項 目	目 標	目標の考え方
【実績値】 令和４年度末時点の入所者数（Ａ）	44 人	令和４年度末時点の施設入所者数
第７期障害福祉計画で求められる 地域生活移行者数（Ｂ）	4 人	第７期障害福祉計画の成果目標として 求められる地域生活移行者数
新規の施設入所者数（Ｃ）	1 人	令和８年度までに真に施設入所支援が 必要な利用人数見込み
令和８年度末時点の入所者数（Ｄ）	41 人	令和８年度末の利用人数見込み （Ａ－Ｂ＋Ｃ）
【目標値】 施設入所者の削減者数（Ａ－Ｄ）	3 人 （6.8％）	施設入所者を令和４年度末時点の入所 者数（Ａ）から５％以上削減

■本市の施設入所者数、地域生活移行者数、新規の入所者数の推移 （単位：人）

	第５期			第６期	
	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
施 設 入 所 者 数	49	46	45	48	42
地 域 生 活 移 行 者 数	4	3	2	1	4
新規の施設入所者数	2	1	1	1	1

目標２ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。これらを踏まえ、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。目標値については県内における数値目標のため、県が設定します。

◆国の数値目標（成果目標）

精神障害者の精神病床からの退院後１年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上、精神病床における65歳以上の１年以上の長期入院患者数及び65歳未満の１年以上の長期入院患者数の設定、精神病床における早期退院率：３ヶ月後68.9%以上、６ヶ月後84.5%以上、１年後91.0%以上の数値目標を設定（県で設定）。

◆本市の考え方と数値目標の設定

成果目標は、県で設定しますが、活動指標となる以下の項目について、次のとおり設定します。

項 目	数 値	目標の考え方
協議の場の開催回数	6 回	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の１年間の開催回数の見込み
協議の場への関係者の参加者数	30 人	保健、医療、福祉、介護及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込み
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標設定】 有 【目標値】 年２回	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込み

目標 3 地域生活支援の充実

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供、短期入所の利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の支援体制づくりを行う機能を強化する必要があります。

◆国の数値目標（成果目標）

- ・各市町において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

- ・令和5年10月末現在、夷隅地域2市2町（いすみ市、勝浦市、大多喜町、御宿町）で構成される夷隅郡市自立支援協議会幹事会において整備に向けた協議を進めており、令和5年度末までに地域生活支援拠点等の整備、コーディネーターの配置人数、支援等の実績等の検証及び検討の実施回数の目標設定を目指します。
- ・強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るため、令和8年度末までに強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

項 目	目 標	目標の考え方
【目標値】 令和8年度末までの地域生活支援拠点等の整備数	1 か所	令和5年度末までに、夷隅地域2市2町で協議を進め、1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する。
【目標値】 令和8年度末までのコーディネーターの配置人数	1 人	令和5年度末までに、夷隅地域2市2町で協議を進め、生活支援拠点等と併せて配置を行う。
【目標値】 令和8年度末までの地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討の実施回数	年1回以上	夷隅地区自立支援協議会等の場を活用して年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検討する。

目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。また、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用し、就労定着する人の数値目標を設定します。本市でも事業所や関係機関と連携・協力し、就労移行支援事業の強化と就労定着支援の提供に取り組みます。

（１）福祉施設から一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

福祉施設から一般就労へ移行した者を令和 3 年度の移行実績の 1.28 倍以上とする。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とする。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和 3 年度末時点の一般就労移行者 4 人に対し、令和 8 年度末までに 7 人（1.75 倍）を福祉施設から一般就労へ移行を目指します。また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上の目標とします。

項 目	数 値	備 考
令和 3 年度の一般就労移行者数 (A)	4 人	令和 3 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 令和 8 年度の一般就労移行者数 (B)	7 人 (1.75 倍)	令和 8 年度の一般就労移行者数

（２）就労移行支援事業の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和 8 年度中に就労移行支援事業を利用して、一般就労へ移行する者が、令和 3 年度の移行実績の 1.31 倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和 3 年度末時点の一般就労移行者 1 人に対し、令和 8 年度末までに就労移行支援事業を通じて、2 人（2.0 倍）を一般就労へ移行します。

項 目	数 値	備 考
令和３年度末の就労移行支援事業から一般就労への移行者数（Ａ）	１人	令和３年度末時点の就労移行支援事業から一般就労への移行者数
【目標値】 令和８年度末の就労移行支援事業から一般就労への移行者数（Ｂ）	２人 （２．０倍）	令和８年度末時点の就労移行支援事業を利用する者の数

（３） 就労継続支援Ａ型の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和８年度中に就労継続支援Ａ型を利用して一般就労へ移行する者が、令和３年度の移行実績の１．２９倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和３年度末時点の一般就労移行者１人に対し、令和８年度末までに就労継続支援Ａ型を通じて、２人（２．０倍）を一般就労へ移行します。

項 目	数 値	備 考
令和３年度末の就労継続支援Ａ型から一般就労への移行者数（Ａ）	１人	令和３年度末の就労継続支援Ａ型から一般就労への移行者数
【目標値】 令和８年度末の就労継続支援Ａ型から一般就労への移行者数（Ｂ）	２人 （２．０倍）	令和８年度末時点の就労継続支援Ａ型から一般就労への移行者数

（４） 就労継続支援Ｂ型の一般就労への移行

◆国の数値目標（成果目標）

令和８年度中に就労継続支援Ｂ型を利用して、一般就労へ移行する者が、令和３年度の移行実績の１．２８倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和３年度末時点の一般就労移行者２人に対し、令和８年度末までに就労継続支援Ｂ型を通じて、３人（１．５倍）を一般就労へ移行します。

項 目	数 値	備 考
令和３年度末の就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数（Ａ）	２人	令和３年度末の就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数
【目標値】 令和８年度末の就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数（Ｂ）	３人 (1.5 倍)	令和８年度末時点の就労継続支援Ｂ型から一般就労への移行者数

（５） 就労定着支援事業の利用者数

◆国の数値目標（成果目標）

令和８年度中において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者のうち、令和３年度の実績の 1.41 倍以上にすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和８年度中において就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者のうち、28.6%が就労定着支援事業を利用します。

項 目	数 値	備 考
令和８年度末時点での一般就労移行者数（Ａ） 合計	７人	令和８年度末の一般就労移行者数
就労移行支援	２人	
就労継続支援Ａ型	２人	
就労継続支援Ｂ型	３人	
令和８年度末時点での一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数（Ｂ）	２人	令和８年度末の一般就労移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数
【目標値】 令和８年度末における就労移行支援事業を通じて一般就労に移行した者のうち就労定着率 1.41 以上が就労定着支援事業所を利用した割合 （Ｂ/Ａ）×100	28.6%	

(6) 就労定着支援事業所の就労定着率

◆国の数値目標（成果目標）

令和８年度中において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和８年度末までに就労定着率が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とします。

項 目	数 値	備 考
令和８年４月１日時点での就労定着支援事業所数（Ａ）	１か所	令和８年４月１日時点での就労定着支援事業所数
令和８年度末における就労定着率が７割以上の事業所数（Ｂ）	１か所	令和８年度末における就労移行支援事業を通じて一般就労した者のうち就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所数
【目標値】 令和８年度末における就労移行支援事業等を通じて一般就労した者のうち就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所を利用した割合（Ｂ／Ａ）×１００	１００％	令和８年度末における就労定着率が７割以上の就労定着支援事業所を全体の２割５分以上

■福祉施設からの一般就労者数、就労移行支援事業利用者数、就労移行支援事業所数、就労定着支援事業利用者数、就労定着支援事業所数の推移

項 目	第５期			第６期	
	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
福祉施設からの一般就労者数	３人	１人	０人	０人	０人
就労移行支援事業利用者数	１０人	１０人	１０人	４人	４人
就労移行支援事業所数	５か所	５か所	８か所	５か所	４か所
就労定着支援事業利用者数	３人	５人	５人	４人	１人
就労定着支援事業所数	２か所	２か所	３か所	２か所	１か所

目標5 障害児支援の提供体制の整備等

障害児については、こども基本法において、全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保証される旨が規定されています。また、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない旨が規定され、教育、保育等の利用状況を踏まえ、障害福祉サービス、障害児通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要となります。

障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、中核的な地域支援体制の構築を目指すため、夷隅地域2市2町で協議し、令和5年、いすみ市に児童発達支援センターを設置しました。

(1) 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置すること。

令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

夷隅地域2市2町で整備に向けた協議を進め、令和5年4月に児童発達支援センターを、いすみ市に設置しました。

児童発達支援センター等や保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築を目指します。

項 目	数 値	目標の考え方
令和8年度末までの児童発達支援センターの設置数	1か所	令和5年4月時点で達成済
保育所等訪問支援の体制の構築	有	令和2年度時点で達成済

(2) 重症心身障害児・医療的ケア児への支援について

◆国の数値目標（成果目標）

令和８年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも１か所以上確保すること。

令和８年度末までに各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保には、専門性を必要とすることから夷隅地区自立支援協議会で検討します。

また、医療的ケア児の部会の設置、コーディネーターを配置し、医療的ケア児等に対する支援体制の充実、聴覚障害児への早期支援の推進の拡充を目指します。

項 目	数 値	目標の考え方
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	１か所	重症心身障害児の支援には、専門性を必要とすることから圏域での確保等について検討します。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	１か所	平成 27 年に設置済
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有	夷隅地区自立支援協議会で令和 6 年度より新たに医療的ケア児の部会を設置します。
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	１人	令和 6 年度より、医療的ケア児の部会に併せて配置します。

目標 6 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスの利用に係る様々なニーズに対応する相談支援体制の構築を行うために市町村は障害者からの相談に応じる体制の整備、相談支援を行う人材の育成支援、個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、特定相談支援事業所等の充実のため、必要な施策を確保する必要があります。これらの取組を効果的に進めるため、令和4年障害者総合支援法等改正法により、令和6年4月から、各市町村において基幹相談センターの設置が努力義務化されるとともに、基幹相談支援センターの業務として、相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等を行う業務等が法律上明確化されました。本市においても国の指針を踏まえ、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所等の相談支援従事者の育成や支援者支援等を行う人材である主任相談支援専門員を計画的に確保し、地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、障害者やその家族にとってアクセスしやすい相談支援体制、専門的な指導・助言及び人材育成等各種機能の更なる強化・充実に向けた検討を実施します。

◆国の数値目標（成果目標）

令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

令和6年4月より、福祉課内に基幹相談センターを設置し、令和8年度末までに、基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を目指します。

夷隅地区自立支援協議会において、令和8年度末までに個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行い、必要な協議会の体制の確保を目指します。

項 目	内 容	数 値	目標の考え方
基幹相談支援センターの設置	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	有	令和8年度末までに実施する。
基幹相談センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	年7件	令和8年度末までの目標値
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	年7件	令和8年度末までの目標値
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	年6回	令和8年度末までの目標値
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善	協議会の専門部会の設置数	1部会	令和8年度末までの目標値
	協議会の専門部会の実施回数	1回	令和8年度末までの目標値

目標 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、都道府県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのかを検証するとともに、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、県や関係機関が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を関係自治体等と共有できるよう、令和 8 年度末までに体制を構築することが重要となります。

◆国の数値目標（成果目標）

令和 8 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

◆本市の考え方と数値目標の設定

県や関係機関が実施する研修等への積極的な参加を行います。障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有により障害者福祉サービス等の質の向上を図り、取組を実施する体制の構築を目指します。

項 目	数 値	目標の考え方
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	2 人	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無	有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及びその実施回数
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	年 1 回	
障害者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているかの検証の実施	有	令和 8 年度末までに実施

第2章 障害福祉サービス等の実績及び今後の見込量

「第7期障害福祉計画」では、「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」の各事業について、第6期障害福祉計画期間における実績（令和5年度は見込み）とアンケート調査から明らかになったニーズ等を踏まえ、令和6年度から8年度までの見込量を設定します。

また、第3期障害児福祉計画では、「障害児通所支援」、「障害児相談支援」及び「地域生活支援事業」についても同様に、令和5年度から8年度までの見込量を設定します。

1 訪問系サービス

地域で安心して在宅生活を送ることができるよう、現に利用している人数と今後の増加を見込み、平均的な利用量等を勘案してサービス見込量を設定します。

（1）居宅介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。

（2）重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。

（3）同行援護

重度の視覚障害により、移動が困難な人が外出する際、本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介助など、本人が外出する際の援助を行います。

（4）行動援護

行動に著しく困難がある知的障害や精神障害のある人が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介助など、行動する際の援助を行います。

（5）重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

【サービスの実績と見込量】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間	見込	—	—	800	700	720	740
		実績	824	787	756	720		
	人	見込			55	54	55	56
		実績	53	59	54	53		
重度訪問介護	時間	見込	—	—	—	10	10	10
		実績	0	0	5.3	13		
	人	見込	—	—	—	2	2	2
		実績	0	0	1	2		
同行援護	時間	見込	—	—	—	5	5	5
		実績	5.5	4.6	2.5	4		
	人	見込				2	2	2
		実績	2	3	2	1		
行動援護	時間	見込	—	—	—	4	4	4
		実績	0	0	0	0		
	人	見込	—	—	—	1	1	1
		実績	0	0	0	0		
重度障害者等 包括支援	時間	見込	—	—	—	5	5	5
		実績	0	0	0	0		
	人	見込	—	—	—	1	1	1
		実績	0	0	0	0		

(単位は1か月当たりの平均利用時間、実利用人数)

※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

障害者（児）が住み慣れた地域で安心して生活ができるように利用者のニーズを把握し、必要なサービスが提供できるように、サービス見込量に適切に反映させていきます。

障害福祉サービスの量と質を確保できるよう、訪問系サービスの事業を行う意向を有する事業者に対し、広く情報提供を行い、訪問系サービス事業所の拡充や新規参入を促進します。

2 日中活動系サービス

(1) 生活介護

障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動、生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のための援助を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第5期	第6期				第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
生活介護	人日	見込 2,422	2,215	2,215	2,215	2,250	2,290	2,350	
		実績 2,211	2,306	2,381	2,234				
	人	見込 116	111	111	111	110	112	115	
		実績 117	122	111	114				
重度障害者の生活介護		見込 —	—	—	—	1	1	1	
うち強度行動障害		見込 —	—	—	—	1	1	1	
うち高次脳機能障害	見込 —	—	—	—	1	1	1		
うち医療的ケアを必要とするもの	見込 —	—	—	—	0	0	0		

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数)

※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

現在利用している人数に今後の利用を見込み、平均的な一人当たりの利用量等を勘案してサービス見込量を設定しました。

なお、指針改正に基づき、当該重度障害者の内、「強度行動障害」「高次脳機能障害」「医療的ケアを必要とする者」についても見込むこととなったので、新規で見込量を設定しました。

(2) 自立訓練（機能訓練）

障害者支援施設、障害者福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援などを行います。

(3) 自立訓練（生活訓練）

障害者支援施設、障害者福祉サービス事業所または障害のある人の居宅において、必要となる生活能力の維持・向上を図るため、入浴、排せつ、食事や家事などの自立した日常生活を営むために必要な訓練、日常生活上の相談支援などを行います。

【サービスの実績と見込み】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立訓練 (機能訓練)	人日	見込 2	1	1	1	1	1	1
		実績 0	0	0	0			
		達成率 0	0	0	0			
	人	見込 1	1	1	1	1	1	1
		実績 0	0	0	0			
		達成率 0	0	0	0			
自立訓練 (生活訓練)	人日	見込 15	66	66	66	136	162	201
		実績 68	69	123	101			
		達成率 45.3	104.5	186.4	153			
	人	見込 3	7	7	7	11	13	16
		実績 15	16	10	11			
		達成率 500	228.6	142.9	157.1			
精神障害者 の自立訓練 (生活訓練)	人	見込 —	—	—	—	10	12	15
		実績 —	—	—	—			
		達成率 —	—	—	—			

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数)

※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

現在利用している人数に今後の利用を見込み、平均的な1人当たりの利用量等を勘案してサービス見込量を設定しました。

なお、指針改正に基づき、精神障害者の自立訓練（生活訓練）についても見込むこととなったので、新規で見込量を設定しました。

今後の利用者のニーズに合わせ、サービス提供事業者の情報提供等を行い、利用者が円滑に利用できるよう努めます。

（４）就労選択支援

一般就労や障害福祉サービスの利用を希望する障害のある人と共同で作成した就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。

【サービスの実績と見込み】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労選択支援	人 日	見込	—	—	—	—	1	1
		実績	—	—	—	—		
		達成率	—	—	—	—		

（単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数）

【確保方策などの今後の方向】

就労選択支援事業は、令和7年から施行予定の事業で、一般就労及び障害福祉サービスの利用を希望する方について必要見込量を算出しますが圏域に該当する事業所がないため、体制づくりの検討を行います。

(5) 就労移行支援

就労を希望する障害のある人に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じて就労に必要な知識・能力の向上を図るために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

【サービスの実績と見込み】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労移行支援	人日	見込 66	64	64	64	40	80	100
		実績 77	58	20	37			
		達成率 116.7	90.6	31.3	57.8			
	人	見込 11	3	3	3	2	4	5
		実績 12	5	1	2			
		達成率 109.1	166.7	33.3	66.7			

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数)

※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

就労移行支援事業所が隣接圏域に行かなければ利用ができないため、圏域内の施設の必要量の確保に努めます。

また、利用者数については就労支援が継続できるよう支援します。

(6) 就労継続支援 A 型（雇用型）

企業等に就労することが困難な障害のある人に対して、雇用関係に基づく生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行います。

【サービスの実績と見込み】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労継続支援 A 型	人日	見込 286	200	200	200	237	279	363
		実績 126	157	174	211			
		達成率 44.1	78.5	87	105.5			
	人	見込 13	10	11	12	10	12	15
		実績 10	14	8	13			
		達成率 76.9	140	72.7	108.3			

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数)

※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

最低賃金を支払うことが定められている事業であることから、事業所の確保が課題となっています。一般就労へ移行することが可能な利用者への継続的な支援が必要となります。現に利用している人の実績及び今後の利用見込者等を勘案し、サービス見込量を設定します。

（７）就労継続支援Ｂ型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある人に対し、生産活動などの機会を提供（雇用契約は結ばない）するとともに、一般企業などでの就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導などを行います。

【サービスの実績と見込量】

		第５期	第６期			第７期 (見込み)		
サービス	単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
就 労 継 続 支 援 Ｂ 型	人 日	見込 817	1,036	1,140	1,254	1,439	1,534	1,629
		実績 952	1,038	1,421	1,349			
		達成率 116.5	100.2	124.6	107.6			
	人	見込 50	61	66	72	80	85	90
		実績 70	83	79	93			
		達成率 140	136.1	119.7	129.2			

（単位は１か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数）

※令和５年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

利用者が、年々増加傾向にあり、今後も利用者の増加が見込まれます。特別支援学校の卒業生や地域移行者等が利用可能な、新たなサービス提供事業者の確保に努めます。

(8) 就労定着支援

一般就労へ移行した障害のある人の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活または社会生活を営む上での相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

【サービスの実績と見込み】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就 労 定 着 支 援	人	見込 3	8	16	32	2	3	4
		実績 5	4	0	1			
		達成率 166.7	50	0	3.13			

(単位は1か月あたりの実利用人数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

就労移行支援等については、一般就労への移行者に対する定着支援の重要性が認識され、国の基本指針においても定着支援利用者の割合を高める成果目標が設定されていることから、利用者の増加が見込まれるため、提供事業者の確保に努めます。

(9) 療養介護

医療的ケアを必要とする障害のある人のうち常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上の援助を行います。

【サービスの実績と見込み】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
療養介護	人	見込 1	1	1	1	1	1	1
		実績 0	0	0	0			
		達成率 0	0	0	0			

(単位は1か月あたりの実利用人数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

療養介護については、利用実績がなく、対象者も限定されているのが現状ですが、今後も医療機関と連携しながらサービスの確保に努めます。

（１０）短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある人に施設等に短期間入所してもらい、入浴・排せつ・食事などの支援を行います。障害者支援施設等において実施する「福祉型」と病院や介護老人保健施設において実施する「医療型」があります。

【サービスの実績と見込量】

		第 5 期	第 6 期			第 7 期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
短期入所 福祉型 医療型	人日	見込 258	187	189	191	263	289	328
		実績 180	209	211	203			
		達成率 69.8	111.8	111.6	106.3			
	人	見込 43	10	10	10	20	22	25
		実績 22	22	16	26			
		達成率 51.2	220	160	260			

（単位は１か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数）

※令和５年度は見込み

		第 5 期	第 6 期			第 7 期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
短 期 入 所 (福祉型)	人	見込 —	—	—	—	20	22	25
重度障害者の短期入所	人	見込 —	—	—	—	1	1	1
うち強度行動障害	人	見込 —	—	—	—	1	1	1
うち高次脳機能障害	人	見込 —	—	—	—	0	0	0
うち医療的ケアを必要とする者	人	見込 —	—	—	—	0	0	0

【確保方策などの今後の方向】

短期入所については、福祉型はレスパイトの家族支援ニーズが、医療型は重症心身障害児及び医療的ケア児の利用ニーズがありますが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、短期入所の利用者が大幅に減少、令和4年度には増加しましたが令和5年度減少傾向にあります。しかしながら、今後も介護者の高齢化や重症心身障害児及び医療的ケア児とその家族のニーズの把握に努め、サービスの実施体制の確保に努めます。

また、指針改正に基づき、当該重度障害者の内、「強度行動障害」「高次脳機能障害」「医療的ケアを必要とする者」についても見込むこととなったので、新規で見込量を設定しました。

3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

障害のある人に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談や入浴・排せつ・食事の介護やその他日常生活上の支援を行います。

【サービスの実績と見込み】

		第5期	第6期				第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
共同生活援助 (グループホーム)	人	見込 56	63	68	73	76	77	78	
		実績 72	83	75	81				
		達成率 128.6	131.7	117.6	111				
精神障害者の 共同生活援助 (グループホーム)	人	見込 —	—	—	—	32	33	34	
		実績 —	—	—	—				
		達成率 —	—	—	—				
重度障害者の 共同生活援助	人	見込 —	—	—	—	1	1	1	
うち強度行動障害		見込 —	—	—	—	0	0	0	
うち高次脳機能障 害		見込 —	—	—	—	1	1	1	
うち医療的ケアを 必要とする者		見込 —	—	—	—	1	1	1	

(単位は1か月あたりの実利用人数)

※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

今後も介護者の高齢化や親亡き後を見据え、一層グループホームのニーズが高まることが予想されます。身近な地域での生活を希望する障害者のニーズに寄り添うため、市内の法人等と連携し、整備促進を図ります。

なお、指針改正に基づき、精神障害者の共同生活援助、重度障害者の共同生活援助（うち、「強度行動障害」「高次脳機能障害」「医療的ケアを必要とする者」）についても見込むこととなったので、新規で見込量を設定しました。

（２）施設入所支援

施設に入所している障害のある人に対して、主に夜間に行われる入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

生活介護などの日中活動とあわせて、こうした夜間におけるサービスを提供することで障害のある人の日常生活を一体的に支援します。

【サービスの実績と見込み】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
施設入所支援	人	見込 40	45	45	45	44	45	46
		実績 45	48	42	43			
		達成率 112.5	106.7	93.3	95.6			

（単位は1か月あたりの実利用人数） ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

長期的には地域生活への移行を進めていくことが求められており、施設入所からグループホームへと生活の場を移行することなどにより、施設入所者が社会参加できるよう支援するとともに、真に入所を必要とする人などについて、広域的な枠組みで提供事業者との連携を図り、必要なサービス量の確保に努めます。

(3) 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害のある人について定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な助言や医療機関等との連絡調整等の援助を行います。

【サービスの実績と見込み】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人	見込 3	6	8	11	3	3	3
		実績 4	2	1	1			
		達成率 133.3	33.3	12.5	9.1			
精神障害者の 自立生活援助	人	見込 —	—	—	—	2	2	2
		実績 —	—	—	—			
		達成率 —	—	—	—			

(単位は1か月あたりの実利用人数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

地域生活支援拠点等の整備促進を図り、障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう支援に市内のサービス提供事業者と連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者への必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。

なお、指針改正に基づき、精神障害者の自立生活援助についても見込むこととなったので、新規で見込量を設定しました。

4 相談支援サービス

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス利用申請に伴い、その人がどんな生活を望んでいるか、そのために何のサービスをどのように利用するか、ひとりひとりに応じた「サービス等利用計画」を作成します。また、サービスの支給決定後、一定期間ごとにサービスの利用状況や本人の意向などを確認し(モニタリング)、必要に応じて計画の見直しを行います。

(2) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所もしくは精神科病院に入院している人で、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保をはじめとした各種相

談、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用援助など、円滑な地域移行のための支援を行います。

(3) 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所または退院した人や地域生活が不安定な人などに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際の訪問や相談など、障害のある人の地域生活の継続に関する支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第5期	第6期				第7期 (見込み)	
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人	見込 295	260	270	280	280	285	290
		実績 291	298	306	276			
		達成率 98.6	114.6	113.3	98.6			
地域移行支援	人	見込 1	4	4	4	4	4	4
		実績 2	1	4	4			
		達成率 200	25	100	100			
精神障害者の 地域移行支援	人	見込 —	—	—	—	1	1	1
		実績 —	—	—	—			
		達成率 —	—	—	—			
地域定着支援	人	見込 8	5	5	5	2	2	2
		実績 5	3	2	0			
		達成率 62.5	60	40	0			
精神障害者の 地域定着支援	人	見込 —	—	—	—	1	1	1
		実績 —	—	—	—			
		達成率 —	—	—	—			

(単位は年間利用者数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

計画相談支援については、障害福祉サービスを利用する全ての人にサービス等利用計画書を作成します。そのため、地域生活支援拠点等の整備を図り、身近な地域で関係機関と連携し、必要なサービスの提供に取り組みます。

なお、指針改正に基づき、精神障害者の地域移行支援と地域定着支援についても見込むこととなったので、新規で見込量を設定しました。

5 障害児通所支援等サービス

障害児が身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法に基づき設定される障害児支援サービスについて、実績値や利用者ニーズを考慮して見込量を設定します。

(1) 児童発達支援

障害のある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

(2) 放課後等デイサービス

障害のある就学中の児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進と放課後等の居場所づくりを行います。

(3) 保育所等訪問支援

障害児施設等で指導経験のある児童指導員や保育士が保育所などを訪問し、保育所等を利用中（利用予定を含む。）の障害のある児童及び保育所等のスタッフに対し、障害のある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第 5 期		第 6 期			第 7 期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
児童発達支援	人日	見込 200	280	300	320	350	370	400	
		実績 254	302	309	333				
		達成率 127	107.9	103	104.1				
	人	見込 35	45	60	65	75	78	80	
		実績 40	57	67	70				
		達成率 114.3	126.7	111.7	107.7				
放課後等デイサービス	人日	見込 350	400	450	550	780	800	820	
		実績 368	509	692	765				
		達成率 105.1	127.3	153.8	139.1				
	人	見込 40	45	50	60	85	90	95	
		実績 42	53	68	80				
		達成率 105	117.8	136	133.3				

保育所等訪問支援	人日	見込	5	5	5	5	10	10	10
		実績	0	2	7	8			
		達成率	0	40	140	160			
	人	見込	1	1	1	1	2	2	2
		実績	0	1	1	2			
		達成率	0	100	100	200			

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

市内に事業所が設置され、利用希望者が年々急増しており、障害のある児童のニーズの把握に努めるとともに、教育、医療、福祉等の関係機関との連携強化や障害児通所支援事業所が提供するサービスの質の向上に向けた取組を行います。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害のある児童で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅訪問型児童 発達支援	人日	見込	12	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	0		
		達成率	0	0	0	0		
	人	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0	0		
		達成率	0	0	0	0		

(単位は1か月あたりの平均利用日数×実利用人数、実利用人数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

実績はありませんが、今後においては重症心身障害児や医療的ケア児など、様々な障害のある児童に対するサービスの提供体制の確保が求められていることから、提供できる体制づくりに取り組めます。

（５）市町村における医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるように、地域における医療的ケア児のニーズや人数を把握するとともに、障害児支援等の充実を図ります。

また、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図り、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要となります。

加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進することが必要となります。

このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

【確保方策などの今後の方向】

医学的ケア児に対する支援を調整するコーディネーターについては、令和６年４月に夷隅地区自立支援協議会の医療的ケア児等支援部会を設置し、人員１名を配置の予定です。

6 障害児相談支援サービス

(1) 障害児相談支援

障害のある児童が福祉サービスを利用する前に、その児童や保護者がどんな生活を望んでいるのか、そのために何のサービスとどのように利用するか、ひとりひとりに応じた「障害児支援計画書」を作成し、サービス利用開始後、一定期間ごとにサービスの利用状況や本人・保護者の意向などを確認し（モニタリング）、必要に応じて計画の見直しを行います。

【サービスの実績と見込み】

		第 5 期	第 6 期			第 7 期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害児相談支援	人	見込 48	71	82	94	130	135	140
		実績 86	116	138	128			
		達成率 197.2	163.4	168.3	136.2			

(単位は年間利用者数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

障害児相談支援は、障害の疑いがある段階から障害児本人や家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、支援を行うに当たって関係機関をつなぐ中心となる重要な役割を担っています。また、関係機関との意見交換会等を実施し、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援に携わる人材の育成等を行うことで、質の確保に努め、支援の提供体制の構築を図ります。

7 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

【確保方策などの今後の方向】

ペアレントメンターについては、ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進を図り、利用者のニーズに合わせ、個人面談・グループ相談等を実施し、保護者の不安に寄り添っていきます。また、発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進を図り、必要に応じて関係機関を紹介します。

項 目	数 値	目標の考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）	2人	令和8年度末までの目標値 （受講者と実施者 各2名）
ペアレントメンターの人数	2人	令和8年度末までの目標値 （受講者と実施者 各2名）
ピアサポートの活動への参加人数	2人	令和8年度末までの目標値 （受講者と実施者 各2名）

第3章 地域生活支援事業

「第7期障害福祉計画」及び「第3期障害児福祉計画」では、以下の地域生活支援事業について設定します。

1 地域生活支援事業（必須事業）

（1）理解促進研修・啓発事業

障害のある人が、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人に対する理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする事業です。

（2）自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）の支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする事業です。

（3）相談支援事業

1. 障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する様々な問題に対して、相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連携・調整、障害者等の権利擁護のための必要な援助（相談支援事業）を行う事業です。

2. 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村の相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、専門職員の配置や地域の相談支援事業者などに対して専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みなどを行います。

本市では、令和6年4月に福祉課内に基幹相談支援センターを設置し、本事業を実施の予定です。

3. 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

知的障害者・精神障害者等で、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいないなどの理由により入所が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活の支援を行うものです。引き続き実施方法などを検討します。

■夷隅地区自立支援協議会の主な機能と構成

項 目	概 要
主な機能	・ 中立・公正を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価などを実施 ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整 ・ 障害福祉計画に関する事項 ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築などに向けた協議など
構 成	○ 障害者・当事者団体 ○ 障害福祉サービス事業者 ○ 保健・医療関係機関 ○ 教育関係機関 ○ 雇用関係機関・地元企業 ○ 地域ケアに関する学識経験者 など

【確保方策などの今後の方向】

引き続き相談支援業務を地域活動支援センターに委託し、実施します。市役所窓口においても随時相談を受け付け、相談から各種障害サービスの利用につなげていきます。

相談支援事業の地域における中核的な役割を担う機関として創設が求められている基幹相談支援センターについては、令和6年4月に福祉課内に設置の予定です。

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関して中核的な役割を果たす「夷隅地区自立支援協議会」は、夷隅地域2市2町にて平成19年11月に設置されています。

（4）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用や財産の管理などを行うにあたり、判断能力が不十分な知的障害者または精神障害者に対して、所得に応じ、成年後見制度の利用について必要となる経費（申立てに要する登記手数料や鑑定費用、後見人等への報酬など）のすべてまたは一部について助成することによって、これらの障害者の権利擁護を図る事業です。

【サービスの実績と見込量】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	平成 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度 利用支援事業	人	見込 7	5	5	5	7	7	7
		実績 5	3	6	6			
		達成率 71.4	60	120	120			

(単位は年間実利用人数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

成年後見制度の理解と周知に努め、制度の利用促進を図るとともに、制度の利用を必要とする障害のある人に対し、引き続き支援を行います。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制また専門職による支援体制の構築とともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図る事業です。

【確保方策などの今後の方向】

夷隅地域2市2町や社会福祉協議会等と情報交換を進め、法人後見についての課題の整理や研究に努めます。

(6) 意思疎通支援事業及び手話奉仕員養成研修事業

聴覚や言語・音声機能、視覚に障害のある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を習得した者を養成し、障害のある人の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。

夷隅郡市手話奉仕員養成講座を平成27年度から2市2町の共催により開催しています。

1. 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者が積極的に社会参加できるよう、申請に応じて手話通訳者を派遣します。

2. 手話通訳者設置事業

手話通訳者設置については、市内を含めて近隣に手話通訳者がいないため難しい状況にありますが、設置以外の意思疎通手段も含めて検討します。

3. 点訳、音声訳などによる支援事業

日常生活用具の音声による文書読み上げ装置の給付などを実施し、普段から情報が得られるような支援方法を検討します。

【サービスの実績と見込量】

		第5期	第6期				第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
手話通訳 派遣事業	人日	見込 21	50	50	50	60	60	60	
		実績 50	74	80	70				
		達成率 238.1	148	160	140				
	人	見込 2	3	3	3	4	4	4	
		実績 3	3	3	3				
		達成率 150	100	100	100				

(単位は年間延べ利用人数、年間利用件数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

コミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳及び要約筆記を提供できる体制を確保します。そのために、受話通訳者や要約筆記者の養成講座を開催し、参加を呼びかけ、人材の確保に努めます。

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、福祉の増進に資することを目的とします。

用具の種類	主な内容・対象者など
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッドなどを給付します。
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害用屋内信号装置などを給付します。
在宅療養等支援用具	透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計などを給付します。
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工咽頭、聴覚障害者用情報受信装置などを給付します。
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器などを給付します。
住宅改修費	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、小規模な住宅改修を行う際に費用の一部を助成します。

【サービスの実績と見込量】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練 支給用具	件	見込 2	2	2	2	2	2	2
		実績 0	1	1	2			
		達成率 0	50	50	100			
自立生活 支援用具	件	見込 2	2	2	2	2	2	2
		実績 2	2	3	3			
		達成率 100	100	150	150			
在宅療養等 支援用具	件	見込 6	7	7	7	7	7	7
		実績 1	7	2	9			
		達成率 25	100	28.6	128.6			
情報・意思疎通 支援用具	件	見込 2	2	2	2	2	2	2
		実績 2	5	1	5			
		達成率 100	250	50	250			
排せつ管理 支援用具	件	見込 491	500	500	500	500	500	500
		実績 575	518	492	480			
		達成率 117.1	103.6	98.4	96			
住宅改修費	件	見込 2	2	2	2	2	2	2
		実績 0	1	0	2			
		達成率 0	50	0	100			

(単位は年間延べ件数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

給付実績を勘案しながら、一人ひとりの状況の把握に努め、障害の種類や区分に応じた適切な給付を引き続き行います。

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人（障害福祉サービスである「同行援護」の対象となる重度の視覚障害者を除く）に、外出のための支援を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	か所	見込	12	10	10	4	4	4
		実績	7	7	4			
		達成率	58.3	70	40			
	人	見込	31	36	36	30	30	30
		実績	37	32	29			
		達成率	119.4	88.9	80.6			
	時間	見込	2,320	2,903	2,904	2,855	2,860	2,865
		実績	3,317	3,062	2,686			
		達成率	143	105.5	92.5			

(単位は月ごとの平均実利用人数・時間の12か月合算) ※令和5年度は見込み

【確保の方策などの今後の方向】

障害のある人の社会参加を促進するため、希望する人が利用できるよう、提供体制の確保に努めます。

（９）地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に、書道や絵画、スポーツ・レクリエーション、調理など創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う「地域活動支援センター」の機能を充実強化し、障害者の地域生活支援の促進を図ります。

【サービスの実績と見込み】

		第５期	第６期			第７期 (見込み)		
サービス	単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
地域活動支援 センター	か 所	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
		達成率	100	100	100			
	人	見込	87	38	38	163	173	183
		実績	285	204	198			
		達成率	327.6	536.8	521.1			

(単位は年間延べ利用人数) ※令和５年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

夷隅地域２市２町で、１か所の医療法人に委託し実施しています。平成２６年度より開設場所が市外に移転したことから、送迎バスなどを利用しています。

２ 地域生活支援事業（任意事業）

（１）重度身体障害者訪問入浴サービス事業

在宅で入浴が困難な重度の身体障害者に対して、身体の清潔の保持などを図るため、移動入浴車を自宅に派遣し、入浴サービスを提供する事業です。

【サービスの実績と見込み】

		第５期	第６期			第７期 (見込み)		
サービス	単位	令和 ２年度	令和 ３年度	令和 ４年度	令和 ５年度	令和 ６年度	令和 ７年度	令和 ８年度
訪 問 入 浴 サ ー ビ ス	人	見込	5	5	5	6	6	6
		実績	4	4	5			
		達成率	80	80	100			

(単位は年間実利用人数) ※令和５年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

自宅で介護者による入浴が困難な重度の障害者を把握し、引き続き周知に努めます。

(2) 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、障害者の家族の就労や一時的な休息を確保することを目的とする事業です。

【サービスの実績と見込量】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援	か所	見込	8	8	8	8	8	8
		実績	8	10	11	10		
		達成率	100	125	137.5	125		
	人	見込	33	24	24	24	21	21
		実績	22	26	36	34		
		達成率	66.7	108.3	150	141.7		
	回	見込	910	505	550	599	2,400	2,450
		実績	1,551	2,083	2,554	2,380		
		達成率	170.4	412.5	464.4	397.3		

(単位は月ごとの実利用人数・回の12か月合算) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

障害のある人を日常的に介護している家族の休息のため、希望する人が利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めます。

(3) 障害児の居場所づくり事業

障害児や家族が気軽に利用できる親同士の交流や子どもの遊び場(こあらくらぶ)の提供を行います。

【サービスの実績と見込量】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児の居場所 づくり事業	人	見込	45	45	45	30	30	30
		実績	0	0	18	20		
		達成率	0	0	40	44.5		

(単位は年間実利用人数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

障害のある子の成長・発達には、早い段階で障害を発見し、適切な療育につなげることが重要であることから、令和5年4月より児童発達支援センターを設置し、事業を継続します。

（４）自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得や改造に要する費用の一部を助成することにより、障害のある人の社会参加を促進します。

【サービスの実績と見込み】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車運転 免許取得・ 改造助成事 業	件	見込	2	2	2	2	2	2
		実績	1	0	1			
		達成率	50	0	50			

(単位は年間実利用人数) ※令和5年度は見込み

【確保方策などの今後の方向】

自動車運転免許の取得により、就労が見込まれるなど、社会活動への参加が認められるため今後も支援します。

（５）知的障害者職親委託事業

知的障害者雇用を理解のある事業経営者等が知的障害者を預かり、必要な生活指導・技能習得などを行うことにより、知的障害者が持っている個々の能力を発揮して社会活動に参加する機会を増やすとともに雇用の促進と職場への定着を図ります。

【サービスの実績と見込み】

		第5期	第6期			第7期 (見込み)		
サービス	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
知的障害者 職親委託	か所	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	1	1			
		達成率	100	100	100			

(単位は年間実利用人数) ※令和5年度は見込み

第3部 計画の推進に向けて

1 計画推進に向けての具体的方策

近年、障害者施策をはじめ、福祉関係の諸制度の改正が多く、利用者が改正内容を理解しきれない状況が見受けられます。障害者自身の適切なサービス利用には、専門的な知識のある相談支援専門員と相談し、制度やサービス内容の理解を深めていくことが重要となります。

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえるため、福祉DB（データベース）活用、アンケート等による市内のより細かな地域単位、重度障害者の等のニーズ把握、制度の周知を図るとともに、総合的な相談支援体制の充実を図り、適切な障害福祉サービスを提供し、日常生活の質の向上を促進します。

2 障害福祉サービス等の充実

地域移行等を実現するためには、利用者のニーズを的確に把握するための相談支援体制の整備、訪問系サービスの充実、利用者のニーズに応じた日中系サービスの確保、就労支援体制の整備、地域生活を可能とする社会資源及びサービスの充実を図ることが必要となります。

今後も、障害福祉サービスの質の向上に向けて施設や事業者のサービス提供等に関し、様々なネットワークを構築できるよう情報の共有化に努めます。

3 制度の周知及び相談支援体制の充実

アンケート調査等では「サービスや制度の情報が少ない」、「相談対応等の充実」といった「相談・情報提供」への声も多くありました。障害者施策をはじめとする福祉関係の諸制度の改正が多いことから、利用者が制度を把握しにくいという状況があります。有効にサービスを活用し、地域での生活を送るためには、新規のサービス内容の理解を深めていくことが重要となります。そのためには、広報紙やホームページなどを活用した制度の周知を行うとともに、県や夷隅地区自立支援協議会との連携により総合的な相談支援体制の充実を図り、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

また、障害者等に対する差別を解消するため、夷隅地区障害者差別解消支援地域協議会を設置しており、案件があった場合に協議できる体制を整えています。

障害者虐待への組織的な対応の徹底、精神障害者に対する虐待の防止等、関係機関等と連携の推進を目指します。

4 適正な障害支援区分認定

必要なサービスが適正に利用できるよう、調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図りつつ、障害の状態や程度、所得状況などを適正に把握し、正確・公平な認定と計画支援により障害者のニーズに応じた支給を決定します。

5 利用者負担の軽減制度の周知

利用者負担の見直しなどについて、周知に努めます。

地域生活支援事業の各種サービスは、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができることから、広域的な調整のもと、低所得者に配慮し運用します。

6 人材の育成・確保やサービスの質の向上

県や近隣自治体、関係機関などと連携し、計画を推進していく上で不可欠な専門従事者の確保に努めます。

サービスの質の向上に向け、事業所スタッフの研修会への参加促進など、障害のある人に関する専門従事者の専門性の向上を図ります。

障害福祉サービスを行っている事業所に、医療的ケアのできるヘルパーの養成を働きかけます。

苦情処理体制について、積極的に周知し、困難事例の解決に向けた体制づくりを推進します。

ICTの導入等による事務負担の軽減等を目指します。

市役所職員による施設訪問など、現場研修や意見交換会などの実施に努めます。

7 計画の推進体制

本市は、「障害者総合支援法」に基づき、関係団体、関係事業所、関係機関により、地域の障害福祉に関するシステムづくりを推進するため、勝浦市、大多喜町、御宿町と共同で「夷隅地区自立支援協議会」を設置しています。また庁舎内でも、子育て、福祉、教育の施策を担当する関係各課と横断的な連携を図りながら、計画の目標を把握し、関連施策や事業の推進を図ります。

協議会では、毎年の方針の進捗状況を評価するなど、いすみ市における障害者福祉施策の計画的推進及び地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、協議等を行っています。

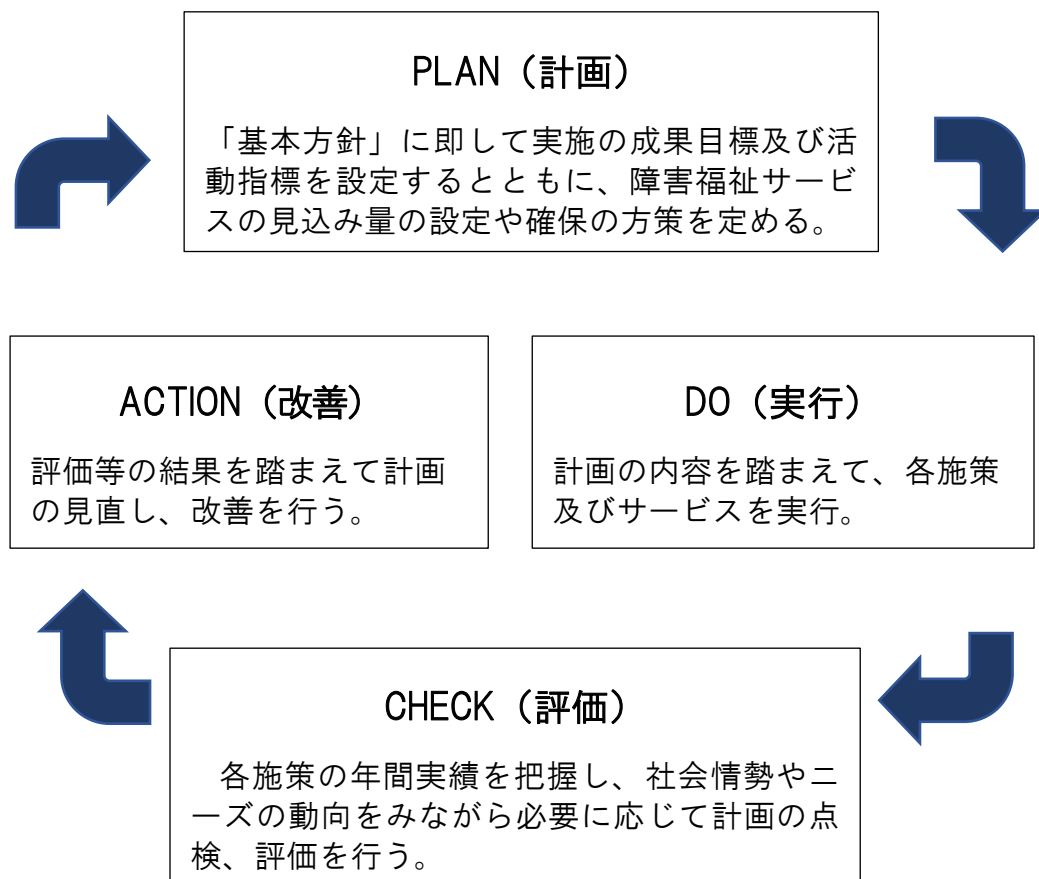
計画推進にあたっては、国、県との連携のもと、地域の市民、ボランティア、サービス提供事業者、企業、医療、教育、社会福祉協議会との協力体制が不可欠のため、ネットワークの形成を図り、地域社会において利用者がいきいきとした生活や活動を行うことができるよう努めています。

8 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）—Do（実施）—Check（評価）—Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の考え方を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

令和6年度から令和8年度が第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の計画期間となりますが、毎年の実施状況を夷隅地区自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCA サイクルを構築していきます。

■障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ



1 用語説明

用語	説明
あ 行	
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
医療型児童発達支援	上肢や下肢、体幹機能に障害のある児童に対し、児童発達支援に併せて治療を行うサービス。
医療的ケア	たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を送る経管栄養など、在宅で家族などが日常的に行っている医療的介助行為であり、医師法上の「医療行為」と区別される。
医療的ケア児	医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き 人口呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
インクルージョン	インクルージョンという言葉は、本来「包含、包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念として捉えられている。
ADHD （注意欠如・多動症）	ADHD（注意欠如・多動症）とは、発達水準からみて不相応に注意を持続させることが困難であったり、順序立てて行動することが苦手であったり、落ち着きがない、待てない、行動の抑制が困難であるなどといった特徴が持続的に認められ、そのために日常生活に困難が起こっている状態。 12 歳以前からこれらの行動特徴があり、学校、家庭、職場などの複数の場面で困難がみられる場合に診断される。
LD（学習障害）	知的発達の遅れはないものの、聞く、話す、読む、計算するなどの特定の能力の習得や使用に著しい困難を示すさまざまな障害の総称。
一般就労	障害者の就労の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。

か 行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組及び権利擁護等を行う。 本市においては令和6年4月に福祉課内に設置。
協議会	関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的に設置された機関。
共生社会	障害がある、ないにかかわらず、すべての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もが生き生きとした人生を送ることができる社会。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障害福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障害者や精神障害者、身体障害者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居又は近隣に居住している選任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
居宅介護	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービス。
居宅訪問型児童発達支援	障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
行動援護	障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
コーディネーター	ものごとを調整し、取りまとめる役割の人。
高次脳機能障害	脳梗塞やくも膜下出血といった脳血管障害や、事故などによる脳外傷、心配停止による低酸素脳症などで脳がダメージを受けたことにより、注意力・記憶力・言語・感情のコントロール等がうまく働かなくなる認知機能の障害。

子ども・子育て支援法	日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
さ 行	
作業療法	障害者が社会復帰するためのリハビリテーションの一つ。身体を動かして作業することで、社会生活に適應する能力を回復させる。医師の指示の下で、作業療法士が行う。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日において入浴、排せつ、食事の介護等を行う障害福祉のサービス。
肢体不自由	身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適應訓練等を行う障害児通所支援。福祉型と医療型がある。
児童福祉法	児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身共に健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童福祉を支援する法律。
自発的活動支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う。ボランティア活動支援等。
社会資源	社会的ニーズを充足するさまざまな物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、知識、技能、人材等のことを指す。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
重度障害者等包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援（A 型、B 型）を包括的に提供する障害福祉サービス
重度心身障害児（者）	重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している障害者又は障害児。

重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言等、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行う障害福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。
就労継続支援(A・B型)	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。雇用手型(A型)と非雇用手型(B型)がある。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障害福祉サービス。
手話通訳者	音声言語を手話に、又は手話を音声言語に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障害者の社会参加を支援するための専門家。
手話奉仕員	手話を用いて、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。
手話奉仕員養成研修事業	地域生活支援事業の一つ。手話奉仕員の養成研修を行う。
障害支援区分	障害福祉サービスの利用にあたり、障害者の支援の必要度を表す。6段階の区分(区分1～6:区分6の人が必要度高い。)区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障害児に支給する手当。
障害者基本法	障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市町村が策定する計画で、障害者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務付けるなど、障害者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。

障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮に提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者総合支援法	障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障害者優先調達推進法	障害者就労施設等の受注の機会を確保し、施設で就労する障害者が自立した生活を送るために、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等から物品の調達を行うよう定めた法律。
障害福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
ショートステイ	「短期入所」を参照。
小児慢性特定疾患	子どもの慢性疾患（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患など）のうち、国が指定した疾患。
職親委託	知的障害者雇用を理解のある事業経営者等が知的障害者を預かり、必要な生活指導や技能取得訓練等を行うことによって、知的障害者が持っている個々の能力を発揮して社会活動に参加する機会や雇用を促進し職場への定着を図ることを目的とする。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
自立支援医療	障害に係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
自立支援協議会	障害者の地域生活を支援するために、多様な相談に対応し、保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的な調整を図る組織。主な役割としては、障害福祉に関する情報の提供及び助言、保健等サービスを必要とする障害者一人ひとりの具体的な支援策の検討等。

身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって、１級から６級までに区分される。
身体障害者福祉法	障害者総合支援法と相まって、身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とする法律。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間において入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する障害福祉サービス。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対して自立相談支援事業を実施し、住居確保給付金の支給など、一人ひとりに合わせた様々な支援を行うための所用の措置を講ずることを目的とする法律。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって１級から３級までに区分される。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神障害者の医療・保護、社会復帰の促進、自立への援助、発生予防などを行い、福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合に、それを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度法人後見支援事業	地域生活支援事業の一つ。成年後見制度における法人後見活動を支援するために、法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等を行う。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害福祉サービスを利用する知的障害者や精神障害者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費の全部又は一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

た 行	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障害福祉サービス。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障害福祉サービス。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障害者の自立した地域生活を支援する場。当センターの運営は、地域生活支援事業として位置づけられる。
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会を目指すもの。
地域生活支援拠点	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場・専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
地域生活支援事業	障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
地域福祉計画	地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもので、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置付けられている。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う障害福祉サービス。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
知的障害者福祉法	障害者総合支援法と相まって、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もって知的障害者の福祉を図ることを目的とする法律。

通級指導教室	小学校、中学校、高等学校等において、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成 19 年の学校教育法改正前は、盲学校、聾学校及び養護学校だった。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が外出する際に、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園において、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成 19 年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。
特別児童扶養手当	20 歳未満の在宅の重度障害児の保護者に支給する手当。 障害程度 1 級、2 級を監護、養育している保護者が対象。
特別障害者手当	寝たきりなど常時特別な介護が必要な 20 歳以上の在宅の重度障害者に支給される手当。
な 行	
難 病	原因が不明で、治療法が未確定であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。
日常生活用具給付等事業	地域生活支援事業の一つ。障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。
ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
は 行	
発達障害	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などが含まれる。

ピアサポート	同じ課題を抱える人同士が支え合うこと。例えば、同じ障害を持っていたり、お互いの経験を伝えあったり、わかちあうこともピアサポートの一つ。
福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
ペアレントメンター	発達障害の子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者に対してグループ相談や子どもの特性などを伝え、情報提供等を行うもの。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するための訪問支援。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障害児通所支援。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障害者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
や 行	
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ら 行	
理解促進研修・啓発事業	地域生活支援事業の一つ。市町村が実施する地域住民を対象とした障害者等に対する理解を深めるための研修、啓発イベントの開催等。
リハビリテーション	事故・疾病等により障害を受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための、総合的な療法・指導・訓練。
療 育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある人などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障害と判断された人に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う障害福祉サービス。

2 いすみ市障害者計画等策定委員会設置要綱

いすみ市障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市長は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づき、いすみ市障害者計画、いすみ市障害福祉計画及びいすみ市障害児福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するに当たり、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な検討及び推進を図るため、いすみ市障害者計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、障害者計画等に関する事項について調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員 1人
- (2) 障害者団体関係者 3人
- (3) 保健医療関係者 2人
- (4) 福祉施設関係者 3人
- (5) 地域福祉関係者 1人
- (6) 教育関係者 2人
- (7) 行政機関関係者 2人

(会長及び副会長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 策定委員会の委員の任期は、委嘱の日から障害者計画等の策定が終了した日までとする。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

- 4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成26年1月28日告示第10号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年6月2日告示第85号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月8日告示第177号）

(施行期間)

- 1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この告示の施行に関し必要な準備行為については、この告示の施行の日前においても行うことができる。

3 いすみ市障害者計画等策定委員会委員名簿

委嘱区分	氏 名	職業・団体・役職名等	備 考
市 議 会 議 員	太田 雅彦	文教厚生常任委員会 副委員長	
障害者団体関係者	関 功	いすみ市身体障害者福祉会 会長	
	土田 修二	いすみ市手をつなぐ育成会 会長	委 員 長
	上野 勝代	夷隅郡域精神障がい者家族会 書記	
保健医療関係者	齋藤 正敏	夷隅医師会いすみ市ブロックブロック長	
	小守 英一	夷隅郡市歯科医師会 理事	
福祉施設関係者	堂下 勉	社会福祉法人 槇の里 いすみ学園 施設長	
	三上 幸治	社会福祉法人 つばさ いすみあかね園 理事長	副委員長
	内野 浩二	社会福祉法人 土穂会 ピア宮敷 理事長	
地域福祉関係者	市原 一彦	社会福祉法人 いすみ市社会福祉協議会 会長	
教 育 関 係 者	落合 修	千葉県立夷隅特別支援学校 校長	
	小高 太	いすみ市校長会会長 大原小学校 校長	
行政機関関係者	吉野 亨	茂原公共職業安定所いすみ出張所 所長	
	市田 美保	夷隅健康福祉センター センター長	



いすみ市

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画

発行	令和6年3月 いすみ市役所 福祉課
〒298-8501	千葉県いすみ市大原 7400-1 0470-62-1117 shougai@city.isumi.lg.jp